

令和2年

# 三重県議会定例会会議録

( 6 月 12 日 )  
( 第 16 号 )



令和2年

# 三重県議会定例会会議録

## 第16号

○令和2年6月12日（金曜日）

---

### 議事日程（第16号）

令和2年6月12日（金）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問  
〔一般質問〕

---

### 会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問

---

### 会議に出欠席の議員氏名

出席議員 50名

1	番	川	口	円
2	番	喜	田	健児
3	番	中	瀬	信之
4	番	平	畑	武
5	番	石	垣	智矢
6	番	小	林	貴虎
7	番	山	本	佐知子
8	番	山	崎	博
9	番	中	瀬古	初美
10	番	廣		耕太郎
11	番	下	野	幸助

12	番	田	中	智	也
13	番	藤	根	正	典
14	番	小	島	智	子
15	番	木	津	直	樹
17	番	野	口		正
18	番	倉	本	崇	弘
19	番	野	村	保	夫
20	番	山	内	道	明
21	番	山	本	里	香
22	番	稻	森	稔	尚
23	番	濱	井	初	男
24	番	森	野	真	治
25	番	津	村		衛
26	番	杉	本	熊	野
27	番	藤	田	宜	三
28	番	稻	垣	昭	義
29	番	石	田	成	生
30	番	小	林	正	人
31	番	服	部	富	男
32	番	谷	川	孝	栄
33	番	東			豊
34	番	長	田	隆	尚
35	番	奥	野	英	介
36	番	村	林		聡
37	番	今	井	智	広
38	番	北	川	裕	之
39	番	日	沖	正	信
40	番	舟	橋	裕	幸

41	番	三 谷 哲 央
43	番	中 村 進 一
44	番	津 田 健 児
45	番	中 嶋 年 規
46	番	青 木 謙 順
47	番	中 森 博 文
48	番	前 野 和 美
49	番	館 直 人
50	番	山 本 教 和
51	番	西 場 信 行
52	番	中 川 正 美
欠席議員	1名	
16	番	田 中 祐 治
(42	番	欠 番)

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	湯 浅 真 子
書 記 (事務局次長)	畑 中 一 宝
書 記 (議事課長)	西 塔 裕 行
書 記 (企画法務課長)	枅 屋 武
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	平 井 利 幸
書 記 (議事課主幹)	橋 本 哲 也
書 記 (議事課主査)	中 西 孝 朗

---

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	稲 垣 清 文
副 知 事	廣 田 恵 子

危機管理統括監	服 部	浩
防災対策部長	日 沖	正 人
戦略企画部長	福 永	和 伸
総 務 部 長	紀 平	勉
医療保健部長	加 太	竜 一
子ども・福祉部長	大 橋	範 秀
環境生活部長	岡 村	順 子
地域連携部長	大 西	宏 弥
農林水産部長	前 田	茂 樹
雇用経済部長事務取扱	廣 田	恵 子
県土整備部長	水 野	宏 治
環境生活部廃棄物対策局長	安 井	晃
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻	日出夫
地域連携部南部地域活性化局長	横 田	浩 一
雇用経済部観光局長	河 口	瑞 子
県土整備部理事	真 弓	明 光
企 業 庁 長	喜 多	正 幸
病院事業庁長	加 藤	和 浩
会計管理者兼出納局長	森	靖 洋
教 育 長	木 平	芳 定
公安委員会委員長	山 本	進
警 察 本 部 長	岡	素 彦
代表監査委員	山 口	和 夫
監査委員事務局長	坂 三	雅 人

人事委員会委員  
人事委員会事務局長

戸 神 範 雄  
山 川 晴 久

選挙管理委員会委員

野 田 恵 子

労働委員会事務局長

中 井 宏 文

---

午前10時0分開議

## 開 議

○議長（日沖正信） ただいまから本日の会議を開きます。

## 質 問

○議長（日沖正信） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。52番 中川正美議員。

[52番 中川正美議員登壇・拍手]

○52番（中川正美） おはようございます。

最初に、新型コロナウイルス感染症の対応についてお聞かせ願いたいと思います。

新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方々に対しましては、心から御冥福をお祈りするとともに、新型コロナウイルス感染症の中にいらっしゃる方に対しまして、一日も早い御回復を願う次第であります。

国内では、一定、感染拡大が抑え込まれている状況ですが、新型コロナウイルス感染症との闘いは依然として続いており、その影響は人々の生活様式をはじめ、特に経済に大きな影響を与えています。新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行、いわゆるパンデミックの状態にある中で、各国や地域では都市封鎖や外出制限といった措置が取られ、グローバルな人や物の流れ

が急速に収縮しており、世界経済は、2008年のリーマンショックと言われる世界金融危機を超える厳しい状況にあると言われております。

我が国の経済におきましても、2020年1月から3月期のGDP国内総生産の速報値が、物価変動を除いた実質で前期比0.9%の減、この状態が1年続いた場合の年率換算が3.4%の減となり、2四半期連続のマイナス成長となりました。緊急事態宣言が発出された4月以降の値は、さらに深刻化することが懸念されています。

また、国内では、イベントの中止や自粛、外出控えにより、人々の消費マインドの悪化も相まって、サービス業を中心に需要の停滞に陥っており、戦後最大とも言うべき危機に直面しています。

県内におきましても、観光業をはじめ多くの事業者から、事業継続や雇用維持に対する不安の声をお聞きしています。特に、地域を支える中小企業・小規模企業の皆さんから切実な声をいただいております。新型コロナウイルス感染症の拡大のおそれがある現状におきましては、ワクチンや治療薬が開発され、安定して供給されるまでの間は、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を図っていくことが必要だと考えます。

そこでお聞きします。

新型コロナウイルス感染症拡大のおそれが解消されない中、県内の中小企業・小規模企業の不安を解消し、この危機を乗り越えていくためには、県はどのような支援を行っていくのか、県民にメッセージを発信していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

**○知事（鈴木英敬）** 県内中小企業・小規模企業の不安を解消し、この危機を乗り越えていくための支援ということで答弁させていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症が拡大し、あらゆる産業での売上げや受注の急減、雇用の不安等が広まったことにより、私の元にも、これまで県内の事業者の皆様から悲鳴に近い声が多く寄せられています。

そこで、事業の継続と雇用の維持を図るため、様々な業種への定期的な開



き取りを行うとともに、三重県緊急経済会合や県内産業の現場の皆様との意見交換などを踏まえ、国の緊急対応策等と連動しつつ、県内経済団体、金融機関、市町など関係する全ての機関によるオール三重で、できる限りの対策を大胆かつ迅速に実施してまいりました。

特に、全国に緊急事態宣言が発令されている時期には、リーマンショック時の対応を超える2000億円の融資枠の追加や、国に先駆けた融資によらない資金支援の取組を重点的に実施し、県内中小企業・小規模企業の事業継続に係る危機回避に取り組んでまいりました。

また、全ての都道府県における緊急事態宣言が解除されたことを受け、新型コロナウイルス感染症の第2波に備えつつ、停滞した経済を再び活性化するため、デジタルトランスフォーメーションの推進や、ものづくり産業の集積など、本県の強みの活用、一極集中リスクの軽減といった視点等を生かし、段階を踏んで取り組んでいく道筋を明らかにした、“命”と“経済”の両立を目指すみえモデルを策定いたしました。

みえモデルでは、緊急経済会合や現場の皆さんの声を踏まえ、中小企業・小規模企業が資金繰りに支障を来すことがないように、三重県新型コロナウイルス感染症対応資金の2000億円に加えて、セーフティネット資金の融資枠をさらに150億円追加し、総額2512億円の融資額とするなど、資金繰り支援をより一層強化します。

また、三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金については、予算を上回る申請があったことに加え、テレワークの導入や、消毒液の購入、パーティションの設置といった感染防止対策などを促進するため、予算額を大幅に増額し、新しい生活様式に対応する取組の支援を強化します。

ものづくり産業においては、デジタル技術を活用した取引データ等を収集、分析し、サプライチェーンの鍵となる企業を中心とする戦略的な販路開拓を推進するとともに、これまでの産業振興や本県のものづくり産業の優位性を踏まえつつ、従業員の感染防止など、職場環境の整備が図られる、新しい三重のものづくり産業の在り方を検討する有識者会議を設置するなど、ものづ

くり産業の強靱化に取り組みます。

また、特定国に依存する素材や部材の輸入が滞ったことにより製造停止するなど、サプライチェーンの毀損は、製造業を基幹産業とする本県にとって、極めて大きな痛手となっているため、製造拠点の多元化や取引拡大、生産拠点の国内回帰など、サプライチェーン改革に取り組みます。

さらに、命と経済の両立が求められる状況においては、これまでのビジネスモデルとは異なる新たなビジネスモデルへの転換が必要となります。

消費行動においては、非接触や非対面の観点から通信販売やキャッシュレス決済が進んでおり、こういったデジタル化の波を好機と捉え、県産品の販路拡大を支援するECサイトの構築や、キャッシュレス決済導入による生産性向上を促進します。

また、新しい生活様式の実現に向けて、革新的なビジネスモデルや技術により対応しようとするアイデアを全世界から募集し、開発に係る支援及び実証実験等を支援します。

また、感染症の影響により、これまでよりも柔軟な働き方が急速に普及し、時間や場所にとらわれない働き方の実現が可能となっていることから、企業が新しい働き方に取り組もうとする機運をチャンスと捉え、在宅でのテレワークをより一層普及させるとともに、テレワークをさらに進化させたライフスタイルでもあるワーケーションを推進してまいります。

傷ついた暮らしと経済を再生し活性化するためには、本県経済を牽引する中小企業・小規模企業の皆様が安心して事業を継続していただくことが重要です。

そのため、引き続き、現場の声をしっかりと聞きながら、関係する全ての機関によるオール三重であらゆる施策を総動員して、中小企業・小規模企業の事業継続や雇用維持の取組を強力に支援してまいります。

[52番 中川正美議員登壇]

○52番（中川正美） 御答弁ありがとうございました。

津財務事務所が発表した直近の県内経済情勢は、新型コロナウイルス感染

症の影響により経済活動が抑制される中、足元で急速に下押しされており、極めて厳しい状況にあると判断しています。

また、昨日、11日に発表されました法人企業景気予測調査によりますと、全産業の景況判断指数であるBSIはマイナス59.3と大幅に悪化し、リーマンショック直後を下回って過去最低となりました。

このような大変厳しい経済情勢に加えまして、新型コロナウイルス感染症拡大のおそれが解消されない中で、事業者の皆さんは大変な不安を抱えながらも、事業継続や雇用の維持に懸命に取り組んでみえます。地域を支えます県内の企業のほとんどであります中小企業・小規模企業の皆さん方が安心して事業を継続していけるよう、これまで以上に地域の商工会議所や、あるいは商工会、金融機関など関係機関と連携して、支援を行っていただくようお願いする次第であります。

また、本県のこの3月から5月の経済状況でありますけれども、損失額がどれぐらいあるのか。これは、先般、伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町の首長が訪問されまして実態を訴えたわけでありましてけれども、そのときに、この地域の観光損失額が430億円ということが試算されたと聞いておるのですが、ぜひとも、なかなか答えを出しにくいかもしれませんが、早急にこの経済損失額につきましても明らかにしていただきたい。これは要望にとどめさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、観光振興の取組について、お聞かせ願いたいと思います。

県内の観光関連産業は、例年、多くの旅行者が訪れる、春休みやゴールデンウィークのトップシーズンに、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、宿泊キャンセルや自主休業などに追い込まれており、大変厳しい状況が続いております。

特に三重県におきましては、これまで伊勢志摩サミットの開催を契機とした世界的な知名度や旅行先としてのブランド力の向上など、サミットのレガシーを生かしたインバウンドの積極的な誘致政策が功を奏し、好調を維持してきました。まさに、これからという時期に、新型コロナウイルス感染症の影

響を受けたわけであります。

5月14日の伊勢市の発表によりますと、4月29日から5月6日の大型連休中に、伊勢神宮の内宮と外宮を参拝された方は7174人で、前年の同時期に比べ99.1%の大幅な減少となりました。

4月の参拝者数も、内宮と外宮を合わせて6万6989人となり、記録が残る1895年、明治28年でありますけれども、以降過去最低となりました。

また、鳥羽市がまとめた資料によりますと、同時期に、鳥羽水族館やミキモト真珠島の市内の主要9施設を訪れた観光客数は4935人で、前年の同時期に比べ99.5%の減少、観光消費額は25億2000万円の大幅な減少となりました。

私の地元であります伊勢市の観光協会では、数度にわたりまして、会員の皆さん方に調査いたしました。現場の生の声を聞いております。

例年なら、多くの観光客でにぎわう県内各観光地では、多くの店舗がシャッターを下ろし人影もまばらな状況の中、経営者の方から、このままでは営業を続けていくことができないといった声や、緊急事態宣言が解除されても、なかなかお客が戻ってこないといった不安の声をお聞きします。

観光関連産業は、御承知のように、宿泊事業者をはじめ、観光施設や交通、飲食、物販などの周辺産業や農林水産業を含めた裾野の広い産業であり、県内の主要産業の一つであることから、三重県経済にも大きな影響が出ています。

多くの旅行者が三重県を訪れ、県内各観光地のにぎわいを取り戻すためには、今まで以上に観光振興の取組を強力に進める必要がございます。

国は、新型コロナウイルス感染症の収束後に、日本国内における人の流れとまちのにぎわいを作り出し、地域を再び活性化するための需要喚起につなげるため、2020年度第1次補正予算におきまして、約1.7兆円もの規模で、期間を限定した官民一体型の需要喚起キャンペーンであるG o T oキャンペーン事業を実施するとしています。

この、国が行うG o T oキャンペーンでは、全国一律の取組となることが予想されますが、三重県へより多くの旅行者を呼び込むために、どのよう

に連携していくのか、県の考えを知りたいと思います。

〔河口瑞子雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（河口瑞子） 三重県へより多くの旅行者を呼び込むために、国のGo Toキャンペーンとどのように連携していくのかお答えさせていただきます。

観光業は、本当に非常に厳しい状況に置かれており、国では、議員からも御紹介がありましたように、新型コロナウイルス感染症の収束後に、国内における人の流れとまちのにぎわいを創出し、地域を再活性化するための需要喚起策として、Go Toキャンペーンの実施が予定されています。

このうち、観光産業を対象としたGo To Travelキャンペーンでは、国内で使用できる宿泊割引や、旅行先の土産物店、観光施設などで幅広く使用することができるクーポン券の発行が検討されています。

新型コロナウイルス感染症の状況を見極めつつ、本県においては、国のこのGo To Travelキャンペーンと県独自の事業を連動させ、より多くの観光客が三重を訪れ、県内各地の魅力を体験いただくように取り組んでまいります。

具体的には、国が実施するGo To Travelキャンペーンでの宿泊料金の割引に、県独自の割引上乘せや、三重が誇る自然、伝統産業などを生かした体験を御利用いただく際の割引クーポン券の発行を検討しています。

あわせて、昨年から実施していますスマホでみえ得キャンペーンのデータや仕組みを活用し、ターゲットに合わせた旬の食やイベント、海女、忍者など、三重が世界に誇る魅力の発信、県内各地を訪れていただく周遊の促進、さらに、三重でしか味わえないプレミアムな旅などが抽せんで当たるプレゼント企画の実施なども検討しています。

これらを組み合わせた大規模キャンペーンの展開により、本県を訪れた観光客に対して、地域の魅力をより深く知っていただき、地域との関係性を深めることで、三重ファンやリピーターの増加を図るなど、事業の効果を一過性にとどめず、持続可能な観光地作りに、オール三重で取り組んでまいり

ます。

〔52番 中川正美議員登壇〕

○52番（中川正美） 御答弁いただきました。

新聞などでは、国のキャンペーンの実施が遅れるおそれがあるとの報道もありますが、そういった場合でもぜひとも三重県独自の観光振興の取組を進めていただきたい。一日も早く県内の観光関連産業が回復するよう、取組を進めていただきたいと思います。

そこで、一つ、本年3月には、新しい三重県観光振興基本計画を策定されました。新型コロナウイルス感染症の影響が大きく出ている中で、計画に定める各取組について、どう進めていくのかお聞きしたいと思います。

〔河口瑞子雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（河口瑞子） 新型コロナウイルス感染症の影響が大きく出ている中で、三重県観光振興基本計画の取組について、どう進めていくのか、お答えいたします。

新たな三重県観光振興基本計画では、次期式年遷宮が行われる約10年先を見据えて、県民、観光事業者、市町等との連携をより深めながら、二つの戦略、観光誘客の推進「世界のんびりとを魅了する三重の観光」と観光産業の振興「TOKOWAKA～変革し続ける観光産業へ～」に基づき、オール三重で観光振興に取り組み、激動する社会状況や課題に対して、変革し続けられる持続可能な観光産業を目指すこととしています。

先日5月29日、新型コロナウイルス感染症後のニューノーマルを見据えた取組を取りまとめたみえモデルでもお示したところですが、新たな三重県観光振興基本計画において掲げているデジタルツールのより一層の活用や、自然体験などの三重ならではの体験コンテンツの磨き上げなど、これらの取組は今後さらに重要性を増すものと考えられます。現在、新型コロナウイルス感染症が観光産業に及ぼす影響は深刻なものがあり、また、観光を取り巻く社会変容も現在進行形です。

そのため、感染症の影響を注視するとともに、県議会、県民、観光審議会、

事業者等の皆様の御意見もお伺いし、年度ごとの三重県経営方針や予算案の中で観光振興の方向性を示しつつ、観光振興基本計画の目指すべき姿の実現に向け、オール三重で一層力を入れて観光振興にしっかり取り組んでまいります。

〔52番 中川正美議員登壇〕

○52番（中川正美） 御答弁いただきました。

観光の憲法でありますみえの観光振興に関する条例、これは平成23年10月につくられたわけでありまして、今回、3月に作成されました観光振興基本計画、これは前年度までにつくられたわけです。したがって、今回の新型コロナウイルス感染症のこの厳しい状況等、全く予想できない中でつくられたということで、今、るるお話がありましたけど、私は修正、あるいは新しく策定すべきではないかなと思います。

また、名実ともに、この危機を乗り越えるために、振興基本計画の中には、組織の体制のことも書いてあるわけでありまして。ならば、やはり観光局をより強化するために、観光推進本部、そういったものをつくって対応したらどうかと思う次第でございまして、この点、新しく策定云々ということについて所見があれば、御答弁願いたいと思うんですけれども。一日も早い回復ということで、（実物を示す）今、御紹介するんですけれども、1冊の本がございまして。

これは地域の飲食業の皆さん方が伊勢志摩を美食の聖地ということで頑張っております。こういう皆さん方が、この技術をフルに発揮できるような、そんな体制もしてもらいたいと思いますので、御所見があれば、お聞かせ願いたいと思います。

〔河口瑞子雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（河口瑞子） 今後の観光振興の進め方ですけれども、新型コロナウイルス感染症の影響を見据えながら、本当に今の観光振興基本計画がいいのか、さらには、組織体制がどうなるべきなのか、真剣に考えながら、進めてまいりたいと思っております。

[52番 中川正美議員登壇]

○52番（中川正美） ありがとうございます。

引き続きまして、別の視点から質問いたしたいと思います。

この新型コロナウイルス感染症の拡大では、さきに御質問いたしました観光など、サービス業や中小・小規模企業に多い製造業などにとどまらず、あらゆる業態で大きな影響を及ぼしています。

国はもとより、三重県レベルにおきましても、経済活動全体の停滞を引き起こしているということが言えるかと思いますが、そのような中、建設業におきましても、一部の大手ゼネコンにおきまして、4月初旬に出された国の緊急事態宣言等を受け、工事の一時中止といった対応が取られるなど、建設工事に係る事業の進捗への懸念や、何より休業等に伴う建設業に従事する多くの建設労働者の生活への懸念も生じてきています。

そこでお伺いしますが、新型コロナウイルス感染症に関連いたしまして、県においては、建設工事関係への対応を具体的にどのような考え方で、どのような対策を講じているのか、併せて、さきにも申しましたように、一部大手ゼネコンが工事中止を行う中、三重県内でも大手ゼネコンが大規模工事において地元建設業者とJVを組み、工事に参画していると思いますが、県内で工事がストップした、遅れが生じたケースはあるのか。

また、大手ゼネコン以外でも、県内建設業者が関わる工事で、同様に工事の一時中止や完成の遅延が見込まれるものはないのか、以上について、公共事業を代表いたしまして、県土整備部にお伺いいたしたいと思います。

[真弓明光県土整備部理事登壇]

○県土整備部理事（真弓明光） 新型コロナウイルス感染症の建設工事への影響についてお答えいたします。

建設工事における新型コロナウイルス感染症への対応については、緊急事態措置の期間中においても、公共工事は社会の安定維持のために必要な事業として継続するものとしており、工事現場における感染症の拡大防止を徹底しつつ、受注者からの一時中止等の申出があった場合は、適切に対応するこ



ととしております。

具体的には、工事現場における感染症の拡大防止措置として、三つの密の回避に向けた取組などについて、チェックリストを活用し、受発注者間で協議を行い確実に対策が実施されるようにしております。

受注者から、一時中止や工期延長の申出があった際には、状況を確認の上、必要があると認められる場合には、特段の事情がない限り、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応などを行うこととしております。

そのような中、県土整備部の発注する工事においても、緊急事態宣言の対象が全都道府県となったことを機に、大手ゼネコンから感染拡大防止を理由に、1件の工事について一時中止の申出があり、20日間の中止を行いました。既に工事は再開しております。

また、県内建設企業においても同様の理由により、1件の工事で10日間の工期延長を行いました。既に工事は完了しております。

このように、一部の工事で一時中止や工期延長が発生したものの、その他の工事も含めて大きな影響もなく工事が進められており、引き続き、感染症の拡大防止措置を徹底しつつ、工事の進捗を図ってまいります。

〔52番 中川正美議員登壇〕

○52番（中川正美） ありがとうございます。

4月7日から始まりました国による緊急事態宣言も、全都道府県において解除され、三重県につきましても、5月26日に新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた「三重県指針」ver. 2の発表があり、いよいよ今後は、新型コロナウイルス感染症拡大に十分な注意を払いながら地域経済の回復を念頭に、公共事業をしっかりと進めていく段階に入ってきたと思います。新型コロナウイルス感染症対策は、当然しっかりと取り組んでいただくのが前提ですが、そのことを理由として、今後、県、つまり、発注者側の都合によりまして、時期的にまた予算的に予定されていた公共事業が実施できなくなるおそれが、遅れが生じることがないのかということに対して、地域の皆

さんも不安に思っていることと思いますので、お伺いいたします。

〔真弓明光県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（真弓明光）** 予定されていた公共事業の実施についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ景気の下支えに万全を期するためには、公共事業を早期に執行していくことが重要となります。

このため、公共事業に遅れが生じることのないよう、本年3月に議会で認めていただきました昨年度補正予算と今年度当初予算について、早期の執行に努めていきたいと考えております。

〔52番 中川正美議員登壇〕

○**52番（中川正美）** ありがとうございます。

公共事業の計画的な推進につきましては、地域経済の活性化につながるものであり、殊に、このコロナ禍の中におきましては、他の産業に率先して、地域の建設業が元気を取り戻すことにより、経済の通常化が図られるものと思います。

また本年度は、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の最終年度となっています。当然、このような状況におきましても、災害は待ったなしであります。そのような意味でも、計画に基づいた早期の公共事業の執行に努めていただきますようお願いするとともに、加えてになりますが、この3か年で県の災害対策が完了するわけではございませんので、新型コロナウイルス感染症の状況いかに関わらず、次年度以降の必要な予算、財源の安定的な確保が行われ、さらなる強靱化の対策が継続されるよう、我々も頑張りますので、県におかれましても、しっかりと国への要望等を行っていただきたいと思っております。

ところで、公共事業関連ということで県土整備部理事に質問いたしました。この県土整備部においては、平成16年度以来、昨年度まで生え抜きの職員による体制で社会資本整備や適切な維持管理などの業務を着実に実施いただけてきたと認識しておるわけであり。しかしながら、そのような中、

今年4月に国土交通省から水野県土整備部長が着任されました。これは、何かの必要性があって、国から来ていただいたものと考えています。

そこで、国土交通省からの派遣は、平成15年度の吉兼部長以来となる水野部長に、三重県の県土整備部における自身の使命、思いなどについて、どのようにお考えかお聞かせください。

ちなみに、私が初当選いたしましたその2年目でありますけれども、昭和60年、土木部長も、そして管理課長も、当時の建設省から参りました。そのときの管理課長が、先般まで厚生労働大臣を務められました根本衆議院議員でございました。私や西場議員、そして根本大臣、それぞれ昭和26年生まれの同年であるわけでございました。あのときは、本当にみんな3人とも、若い好青年であったと思うのですけれども、時間がたっておりますので、その後は申し上げませんが、どうぞ県土整備部長に御答弁願いたいと思います。よろしく願います。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水野宏治）** 県土整備部長としての私の使命と申しますか、職務の方針や思いについてお答えさせていただきます。

県土整備部長としての私の職務の方針につきましては、大きく三つのポイントがあると認識しております。

まず1点目でございます。

県民の皆様の安全・安心と、地域の活性化を担う社会資本整備、管理について、みえ県民力ビジョン・第三次行動計画や、みえモデル等に基づいて、着実に取り組んでまいります。

その上で、2点目として、社会資本整備に関わる広域的な計画につきましては、災害の頻発化、激甚化や、あるいは高齢化といった社会、経済情勢の変化に伴って、今、大きな見直しが国土交通省を中心に検討されているところでございます。

三重県の発展に資するよう、こうした計画に関する国等との連携、調整に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、3点目でございます。

私が長く取り組んできた分野でもございますが、インフラマネジメントのデジタル化の加速でございます。

例えば、道路の利用状況について、国直轄の管理区間におきましては、AIカメラ等の設置をはじめ、常時観測体制の整備を進めているところでございます。しかしながら、県管理区間については未着手といった状況でございます。災害や今回の感染症をはじめとする非常時のマネジメント、あるいは今後の自動運転社会の到来に向けて重要な取組であり、10年先を見据えながら、積極的に官民連携を進めてまいりたいと考えております。

以上、3点申し上げましたが、県土整備部として、これまで培ってきました技術力の継承と新たなチャレンジに取り組む姿勢を大切にしながら、そして、先ほど答弁いたしました、都市、住まい政策や建設産業等所管する理事と両輪で、県土の発展に資するよう真摯に職務を遂行してまいりたいと考えております。

〔52番 中川正美議員登壇〕

〇52番（中川正美） ありがとうございます。

どうぞ三重県政発展のために、しっかりと御自身の思いも大切にしながら、頑張ってくださいと思います。

それでは、次に、障がいをお持ちの皆さん方が新しい生活様式の中で、外出する際の支援について、2点お聞かせ願いたいと思います。

まず、外出時の同行援護と周囲の理解促進についてであります。

県内では、同行援護事業者や従事者の偏在が、以前から存在していたところに新型コロナウイルス感染症の影響で、サービスを休止している事業者があることに、利用者から不安の声が届いており、一方、同行援護従事者の側からは人員不足やサービス提供時の感染を懸念する声が聞かれ、外出に必要な支援が確保されているか、心配しているところであります。

また、東京の民間団体が、視覚障がい者等を対象に、生活面、情報取得の面やコミュニケーションに関する課題について調査をしたアンケート結果が

5月に公表されました。この中で、回答者の約6割が生活や外出面に不便があると回答しています。

具体的には、付添いなどの人と一緒に行動していると、周りの目が冷たいと言われてあまり外出できなくなった。弱視のため、手に取った商品を顔に近づけ、自分が求めている商品と違う場合に棚に戻すが、周囲は不快だろうと遠慮してしまう。入場制限、アルコール消毒のお願いなどに関する施設側からの通知は、貼り紙などの視覚情報だけでなく、音声等も併せて行ってほしいなど、周囲の理解を不安視する声が聞かれており、本県でも同様の不安を感じている方がいらっしゃるのではないかと感じています。

そこで、新型コロナウイルス感染症の不安の中でも、安心して必要な外出ができるよう、同行援護サービスの確保に向けまして、取組の充実や、視覚障がい者への配慮を広く啓発する必要性について、県の考えをお伺いしたいと思います。

あわせて、音響式信号機の運用についてお聞かせ願います。

平成30年12月に、東京都駒込駅付近の横断歩道を歩いていた視覚障がい者の死亡事故が発生し、当時、音響式信号機の運用課題に注目が集まりました。現場となった横断歩道には、音響式信号機が設置されていたものの、事故が発生した早朝には、近隣住民からの要望で信号の状態を音で知らせる機能が停止されていたとのことで、親族や関係者は大変に悔しい思いをされたと思います。県内に設置済みの音響式信号機を24時間稼働するのが理想とは思いますが、一方で、近隣住民の生活への影響もあることから、少なくとも、地域の視覚障がい者の利用状況等、十分に配慮した弾力的な運用がなされるべきと考えます。駒込の死亡事故によりまして、音響式信号機の運用に係る課題が提起されてから1年半がたちますが、本県の音響式信号機について、早朝や夜間の運用状況と今後の対応についてお伺いいたします。

〔大橋範秀子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（大橋範秀） 私からは、障がい者の外出支援、それと障がい者への配慮の啓発についてお答えいたします。

外出時における移動の支援を行う同行援護は、障がい者の生活に欠かせない福祉サービスであると認識しております。そのため、同行援護従事者の確保に向け、同行援護従事者養成研修を実施し、過去3年間で、一般課程152名、応用課程92名の同行援護従事者の研修を行ってまいりました。

一方、県内では80事業所において、同行援護サービスが実施されていますが、事業者の偏在により、一部の地域においては利用者のニーズに応じたサービスが必ずしも十分に提供されていないところがあるということも認識しております。

このため、各地域の障害者自立支援協議会等において、地域偏在を課題に議論を行うなど、必要なサービスが適切に提供されるよう関係者に働きかけてまいります。

また、最近では、議員からも御紹介がありましたが、同行援護従事者や、障がい者自身が、新型コロナウイルス感染症への不安から、サービスの提供や利用を控えている状況を踏まえ、各事業所に対し、消毒の徹底、マスク及び手袋の着用などの感染防止対策の徹底を働きかけ、障がい者も支援者も双方が安心してサービスの提供や利用ができるよう取り組んでまいります。

次に、視覚障がい者に対する県民の皆さんの理解促進に向けては、パンフレットを作成し、啓発を行うとともに、小・中学校を訪問しての啓発活動、視覚障害者支援センターの施設見学、点字図書などの紹介、盲導犬体験教室の実施などに取り組んでいるところです。

今後も視覚障がい者が安心して地域で生活できるよう、周囲の配慮が必要な課題等について、県民の皆さんに啓発を行うとともに、広く、民間事業者への周知にも努めてまいります。

今年度は、次期みえ障がい者共生社会づくりプランの策定年度であります。プランの中に、同行援護の充実や、視覚障がい者の理解促進について、明確に位置づけて、障がいの有無に関わらず、誰もが安心して共に生きる社会の実現に向けて取組を進めてまいります。

〔岡 素彦警察本部長登壇〕

○警察本部長（岡 素彦） それでは、視覚障がい者の外出支援についてお答えいたします。

まず、県内に信号機は約3000か所に設置されておりまして、その1割に当たる301か所に視覚障がい者を誘導する音響装置が備えられております。

整備数が十分であるとは決して考えておりませんが、本年度は、皆様の御理解を得まして、国体に関わる道路を中心に12か所に新設する予定でございます。その運用状況でございますけれども、夜間は20時までに約4割が音を止めます。22時になると、約9割が音を止めます。すなわち、301か所のうち、誘導音を24時間鳴らしているものは、全体の1割、30か所にとどまるということでございます。

また、痛ましい駒込での事故のありました早朝でございますけれども、7時よりも前に音を鳴らし始めるものは、24時間運用の30基を含めましても、全体の約15%にとどまります。また、7時台の開始が約55%、8時台以降に音が鳴り始めるものが約30%という状況になっております。これは、静けさを求める近隣住民の気持ち、視覚障がい者が利用なさる近隣施設の営業時間などを勘案しまして、個別に調整した結果ではあるのですけれども、今の世の中、夜8時に停止というのはいかにも早いという見る向きも多いと思えますし、私もそう感じております。さらに、設置当初とは事情が変化している箇所も多々あるかと思えます。

したがいまして、今回のお尋ねをよい機会と捉えまして、極力延長する方向で、全県的に見直す作業を進めてまいりたいと思えます。また、その際には、視覚障がい者団体の方々からよくお話を伺ってまいりたいと思っておりますので、しばらくお時間をいただきたいと思えます。

一方で、信号機の色や、残り時間をスマートフォンに知らせるシステムが開発されています。最近、国が標準仕様を定めまして、宮城県などで整備が始まっております。従来型のシステムと違いまして、専用の端末を買っていただく必要がありません。また、ナビアプリの機能や、他施設の対応状況次第では、駅から道路、信号交差点、目的の施設に至るまでの経路をシームレ

スに誘導できる可能性を秘めておりますので、音響式信号機の整備促進や運用見直しと並行して導入を検討してまいりたいと思っております。

〔52番 中川正美議員登壇〕

○52番（中川正美） ありがとうございます。

三重県はバリアフリー推進県でございますので、よりきめ細やかな対応をよろしく願いたいと思います。

私も三重県の視覚障がい者の方との長い付き合いでありますけれども、あるときに、障がい者の方が、今日の風はきれいだと、こういうことをおっしゃったときがあります。大変私はその感覚に感動いたしました。同じようなことを御紹介いたしたいわけでもありますけれども、松阪に本居宣長さん、国学者でありますけれども、その息子さんが春庭さん、春夏秋冬の春ですね。それから、ガーデンの庭、春庭さんという長男、この方は28歳で病気で失明をなさったようであります。お父さんである宣長さんは、大変息子さんに期待しておったわけでもありますけれども、そういった中で息子さんは、お父さんである宣長さんに対して、一生懸命応援をされまして、そして親子で頑張った、こんなことを聞いておるわけでもありますけれども、その春庭さんが失った視覚で、かえって、音声というものを、その言葉に注目できたと、そういうことであのような日本に誇る、世界に誇るというんでしょうか、国学者が親子でつくった、こんなふうに私は思っております、視覚障がいの方のすばらしい感性、これを本当に大事にさせていただきたいなと思っております。障がいの有無に関わらず、誰もが活躍できる、そんな社会づくりをしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

次に、高校生の就職支援についてお尋ねいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、就職を目指している現在の高校3年生を取り巻く雇用情勢の悪化を懸念いたしております。

企業からの求人数につきましては、これまで好調に推移してきたところと認識していますが、来春の求人につきましては、不透明な情勢となっております。求人数の増加にストップがかかるのではないかと心配しているところで



あります。全ての業種が新型コロナウイルス感染症の影響を受けているところですが、中でも、観光業、宿泊業、飲食業、製造業などはとりわけ大きな影響を受け、来春の求人数にも影響を及ぼす可能性があるのではないかと。これらは、三重県経済を牽引し、特徴とも言える業種であります。こうした事態に対し、高校生本人も不安を抱いているのではないかと思います。不安を少しでも和らげながら、丁寧にかつスピード感を持って対応することが求められると考えています。

そこで、先ほど申し上げました5月に、知事にも緊急提言をいたしましたけれども、再度この場をお借りいたしまして、確認させていただきたい。来春の高校生の就職につきまして、進路実現を支援する取組を充実させるべきと考えますが、教育長の御所見をお伺いいたしたいと思えます。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 高校生の就職について御答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により経済状況が悪化しており、三重労働局が発表した4月の県内一般の有効求人倍率は、9か月連続で低下するなど、高校生の就職への影響を強く懸念しております。

このため、各学校への求人票の提出が始まる7月までに、事業所の採用動向を把握し、早い段階から有効な対策を取ることが重要となることから、4月から取組を始めています。

まず、昨年度までの職場定着サポーターを、今年度から就職アドバイザーに変更して、求人開拓に注力することとし、3名増員して計15名を就職希望者の多い全ての高等学校に配置し、年度当初から求人確保に取り組んでいます。

各高等学校では、進路担当者の事業所訪問が難しい状況にあることから、電話で事業所の採用についての考え方を確認するとともに、5月中旬からは、各事業所の採用動向を商工会議所を通じて把握しているところです。5月27日から29日には、三重県経営者協会、三重県商工会連合会、三重県中小企業団体中央会、三重県商工会議所連合会の経済4団体に、求人数の維持、進路

選択の時間確保のため、例年と同じ時期での求人票の提出など、高校生の就職希望が実現できるよう、三重労働局長とともに緊急の要請を行い、会員事業所に周知いただいております。

こうした高等学校の聞き取りや、商工会議所等からの把握では、地域や職種によって求人状況に差があることから、6月下旬に公共職業安定所と連携して県内12商工会議所を訪問し、生徒の就職希望状況を基に、地域別、職種別の求人の確保に向けた要請を行う予定です。

また、就職希望の生徒が様々な事業所に幅広く目を向け、適性に合った進路選択となるよう、各地域で開催する進路担当者の会議で徹底いたします。

7月1日からは学校への求人票の送付が始まります。学校ごとの求人状況を定期的に把握し、求人数が大きく減少したり、生徒が希望する職種に求人数が満たない学校については、就職アドバイザーによる一層の求人開拓、各学校の進路担当者の個別企業の訪問、地域の商工会への要請など、重点的な取組を進めます。生徒の事業所への出願は9月5日から、事業所での選考は9月16日からとなっておりますが、昨日、国からそれぞれスケジュールを1か月遅らせる旨、通知がありました。こうした日程変更も踏まえて、今後も、求人開始時期、生徒が応募事業所を決定する時期、事業所への出願時期など、節目、節目で学校の状況を確認し、支援すべき学校を見極め、スピード感を持って取組を進めてまいります。

〔52番 中川正美議員登壇〕

○52番（中川正美） ありがとうございます。

ぜひとも、第2の就職氷河期世代を生み出さないためにも頑張っていただきたい、このことを申し上げたいと思います。

それでは最後に、文化財防災についてお聞かせ願いたいと思います。

文化財の防災対策につきましては、昨年12月の私の総括的質疑の場におきましても、沖縄県の首里城の火災、ちなみに、今日から首里城が一般公開ということでありますけれども、熊本地震で文化財が被災したことについて触れ、先人から受け継いだ文化財を失うことなく後世に継承していくことが、

今を生きる私たちの責務であると申し上げました。

文化財防災に対しましては、全国的なネットワークが存在しています。国立文化財機構が中心となりまして、被災した文化財を救援するための体制構築に取り組んでいます。

平成23年の東日本大震災によって、大量の文化財が被災、または取り残されるという状況が生まれました。これらの文化財を救出するため、文化財レスキュー事業が実施され、東北の被災県では、美術工芸品だけでなく、地域の歴史と文化を物語る幅広い分野の資料が救出、保全されました。これをきっかけとして、平成26年から文化財防災ネットワーク推進事業がスタートし、その後の地震災害や、豪雨災害の際、被災文化財の救出作業を実現しているところであります。紹介したこれらの事例は、被災後における対応であります。文化財の防災は、事前の備えによって、災害による被害を出さないことが最も望ましいということもありません。文化遺産防災ネットワークもそのことを指摘しております。

市町だけではなく、文化財の所有者や地域を含めて、文化財防災についての理解を高めていく必要があります。

そこでお伺いします。自然災害から三重の文化財を守るため、文化財防災に高い知見を持つ国の文化遺産防災ネットワークとの連携を深め、事前の備えに万全を期してはどうかと考えますが、どうでしょうか。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 文化財防災の推進について御答弁申し上げます。

文化財は、現在まで守り伝えられてきたかけがえのない貴重な財産であり、私たちはそれを後世へと引き継いでいかなければなりません。そのために重要なことのひとつが、災害から文化財を守ることです。平成23年9月の紀伊半島大水害では、世界遺産、紀伊山地の霊場と参詣道の一部が破損する被害がありました。また、将来の発生が危惧されている南海トラフ地震についても、文化財の被害が懸念されます。

こうしたことから、文化財は、劣化修復などの保存、管理だけでなく、突

発的な災害に事前に備え、被害を出さないこと。被害が出た場合でも、最小限にとどめることが大切であり、そのために対策を講じることも私たちの責務だと認識しております。

本年3月に改定されました三重県地域防災計画には、災害発生時の情報収集や応急対応など、文化財を守る対策をより具体的に盛り込んでいます。また、現在策定中の三重県文化財保存活用大綱では、防災及び災害発生時の対応を一つの柱に位置づけています。

これらの計画や大綱の策定に当たっては、より専門的な知見を取り入れることが大切と考え、大規模な災害時の文化財の救出活動経験が豊富な文化遺産防災ネットワークと意見交換を重ね、災害に対する事前の備え、災害発生直後の対応方法等についてアドバイスを受け、内容の充実を図ってきました。

また、文化財を実際の災害から守るため、その所有者や県民、県文化財保護指導委員等が防災の重要性を理解し、活動していただけるよう昨年11月に、文化遺産防災ネットワークから講師を招き、文化財の防災をテーマとした講習会を開催いたしました。

本年度からは、県文化財保護指導委員に対し、災害対応の実践を学ぶ研修を、文化遺産防災ネットワークと連携して実施してまいります。

今後、より一層、文化遺産防災ネットワークと連携し、文化財防災の専門知識を備えた人材を育成するとともに、情報発信を積極的に行うなど、災害から文化財を守るための取組を進めてまいります。

〔52番 中川正美議員登壇〕

○52番（中川正美） ありがとうございます。

国の機関と連携いたしまして、三重県の文化財をこれからも大切にしていきたいと思わせていただく次第であります。

私は、毎月1日、伊勢神宮に参拝するわけであります。一日参りという行事でありますけれども、2000年前にあったのは伊勢神宮、そして、今あるのは伊勢神宮、そして、2000年後にあるのも伊勢神宮。これは私の考え方でありますけれども、行政が、地域が最後に残せるものは、私は文化であると、

こんなことを思うわけであります。

ぜひとも、その文化、一朝一夕にはできませんけれども、それは守り育てていく、もちろんでありますけれども、同時に、その文化から新しい文化を生み出していく、そういうことが必要ではないかな、そのことを申し上げて、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

(拍手)

## 休 憩

○議長（日沖正信） 暫時休憩いたします。

午前11時0分休憩

---

午前11時10分開議

## 開 議

○議長（日沖正信） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

○議長（日沖正信） 県政に対する質問を継続いたします。11番 下野幸助議員。

[11番 下野幸助議員登壇・拍手]

○11番（下野幸助） 皆さん、こんにちは。鈴鹿市選出、新政みえの下野幸助です。

まずは、私からも新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方にはお悔やみを、感染された方にはお見舞いを申し上げたいと思います。また、医療従事者やその関係者の御尽力には、心から敬意を表したいと思います。

昨日で新規感染者数ゼロ更新48日、今日で49日、そして明日で節目の50日というところになるろうかと思えます。引き続き、収束に向けて、皆様、御支援、御協力、よろしく願い申し上げます。

一般質問は、本当にちょうど1年ぶりです。昨年の6月12日の11時もこの場に立たせていただいたというところがございます。365日ぶりかなと言ったら、うるう年があったから366日ぶりです。そんなことも言われました。ちょうど、今年で節目となる10年目を迎えました。本当に、この場に立たせていただいて、質問させていただくことに感謝申し上げたいと思います。

少し余談ですけど、十年一昔といいますけど、10年前の重大ニュース、いろいろ見てみますと、あまりよろしくないニュースがあつて、宮崎県で口蹄疫が発生して、約30万頭の牛や豚が殺処分されたり、記録的な猛暑で、熱中症が多数発生したり、大阪地検で証拠改ざんで検事や元特捜部長が逮捕されるニュースなどがあつたというのが2010年でございます。

歴史は繰り返される感があります。今回は、新型コロナウイルス感染症に関連して、大きく分けて三つ質問させていただきますけれども、過去の歴史や教訓を生かしながら、三重県としてもしっかりと対応してほしい、そんな思いで質問させていただきますので、鈴木知事をはじめ執行部の皆さん、よろしく願い申し上げます。

それでは、通告書に従いまして、今回も県民目線で基本的な観点から質問させていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症下における今後の取組といたしまして、大きく分けて、防災関連、教育関連の二つをお伺いしたいと思います。

まず、防災関連につきまして、感染拡大が危惧される中、災害が発生した場合の被災者の状況、各市町との関連についてお尋ねしたいと思います。

今年のゴールデンウィークの5月4日にも千葉県を震源地とする、最大震度4の地震が発生したり、4月には長野県中部でマグニチュード5.5の地震が発生するなど、断続的な地震が発生しており懸念しております。また、地震だけではなく、先日、梅雨に入りましたけれども、風水害対策もこれからの喫緊の課題かと思えます。そういう意味では、避難所の確保が大切になってくるわけでございますけれども、これまでの避難の考え方に加えまして、感染症対策といたしまして、ソーシャルディスタンス、社会的距離を設

け、3密、密閉、密集、密接を避けること、あるいはマスクをつけること、検温すること、消毒液を確保することなどが新たに加わっております。

ここで、映写資料の1枚目を御覧いただきたいと思うのですが、簡単に御紹介させていただきますけれども、(パネルを示す)避難所につきましては、これまで1人当たりのスペースは約2平方メートルと言われておりましたけれども、感染症対策を考慮すると4平方メートル、倍の広さが必要になるというのが、これ、内閣府の資料でございますけれども出ております。

一つだけ、左下の部分だけ御紹介させていただきますけれども、これ、横が2メートル、縦が2メートルでこのベッドが二つ、これが2人分の避難所のスペースが大体8平方メートル、横が4メートル、縦が2メートル、ベッド二つでこういうようなイメージになっております。あと、各距離は1メートルから2メートル取ってくださいねということで、要約すると避難スペースの確保が、面積的には2倍から3倍必要になってくるというところでございます。このような状況の中で、風水害、地震時における避難、特に分散避難していただくための市町との連携、取組についてお尋ねします。

次に、この風水害や地震発生後、市民、県民を守るためには、物資運搬が必要になってくるかと思えます。感染症というリスクを克服しながら、食料やマスク、消毒液など物資の支給、多数の避難所へ避難されている皆様にお届けしなければなりませんけれども、感染症対策を気にしながらの、物資運搬の考え方についてもお尋ねいたします。

続きまして、学校の新しい生活様式と再休業等の基準についてお尋ねします。

3月2日、国内での感染拡大の可能性があった初期の段階で、政府の要請により全国の一斉臨時休業が行われ、その後、春季休業を経て、4月7日に政府の緊急事態宣言が行われたことや、4月16日に全都道府県が緊急事態措置の対象となったことを受け、三重県でも大部分の学校が5月末まで臨時休業となりました。

新型コロナウイルス感染症への学校への対応について、文部科学大臣は先

月5日、閣議決定後の会見で、第2波により長期の休校となった場合は、今年度の修学期間を延長することも検討するというコメントも残されております。

さて、ここで文部科学省が発表した学校の新しい生活様式というのはどういうものかというのを御紹介したいと思います。

(パネルを示す) 2枚目のフリップでございます。

レベル1からレベル3まで、レベル3が一番厳しい状況というところがございますけれども、今、三重県の段階はレベル1といえますか、通常学級に戻っております。これが厳しい状況になりますと、レベル2、レベル3になってくるかと思えます。ちなみに右上が、三重アラートといえますか、警戒を呼びかけるときの新規感染者事例数であったり、新規感染者数、入院患者数でございます。右上の県のアラートが鳴って、さらには、厳しくなると、具体的には新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9号というものがありますけれども、それが措置になってくるともう自動的にレベル2になってくるということになります。レベル2、3になっていくと何が問題かといえますと、一番下の教室のレイアウトなんですけれども、レベル1は、左下40人の例でございます。レベル2、3になってくると、20人規模にしてください。つまりは、2メートルの間隔を取ってくださいということで、一つの教室の学生数が、児童・生徒数が20人になってくる。この黒丸が生徒のイメージ、四角が机のイメージになっておりますけれども、そういったことで、40人学級だったところを20人学級にしてくださいということになります。

そこで、教育長にお尋ねします。

今後、第2波、第3波が来たとき、学校の生徒・児童や教職員の学校関係者が、感染しない場合であっても学校の再度の休業基準であったり、分散登校する対応についてのお尋ねをしたいと思います。

それから、こういう20人ぐらいになってくるということなんですけれども、そもそも、教育現場においては、一人ひとりきめ細やかな学びを充実させる



ために、1学級の生徒の削減をお願いしたいところでございます。20人規模、つまりは、1学級の児童・生徒を削減していただきたいということを切に要望していきたいと思っておりますけれども、この点につきましても、感染レベルが高まっている今後の第2波、第3波を考慮して、教育長のお考えをお尋ねしたいと思っております。

以上、よろしくお願いたします。

〔日沖正人防災対策部長登壇〕

**○防災対策部長（日沖正人）** まず、私からは、新型コロナウイルス感染症の下での台風、地震発生時の分散避難と、物資運搬の取組について答弁させていただきます。

まず、避難についてでございます。

台風や地震などの災害発生時に、市町が設置する避難所においては、多くの方々が避難することで、新型コロナウイルス感染症のリスクが高まることが想定されます。このため、避難を必要とする方々がちゅうちょなく避難できるよう、避難所における三つの密を防ぐ、環境整備や分散避難を進める必要があります。

県では出水期を前に、市町の避難所における感染防止対策を支援するため、県独自の取組として、まずは4月21日に、発災時に備えた避難場所の分散化や避難所内での感染防止対策など、平時から発災時まで、時系列で分かりやすく整理した資料を市町に提供させていただきました。

さらに、5月29日には、三重県避難所運営マニュアル策定指針を改訂しまして、避難所における最低限必要な1人当たりの面積の拡大や個室、個別スペースの確保などについて明記しまして、市町などに周知したところであります。

あわせて、避難所の環境整備につきましては、市町への支援として、地域減災力強化推進補助金によりまして、これまでの段ボールベッドや間仕切りなどに加えて、新たに、マスクや消毒液などの品目を追加しました。

これらの取組により、現在、避難所での感染防止対策の資機材の購入であ

りますとか、避難所における1人当たりの面積の拡大など、県内全ての市町において、新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営の見直しが行われているところであります。

また、市町のニーズを把握する中で、1か所当たりの避難所の収容人数が減少することから、市町では、これまで避難所として指定していない施設、あるいは旅館、ホテル等を避難所として今後活用したいと要望がありました。このため県では、6月2日に三重県旅館ホテル生活衛生同業組合の協力を得まして、組合に加入する、ホテル、旅館の名簿を市町に提供したところであります。現在、幾つかの市町において、旅館、ホテルとの協議が進んでおるとい状況がございます。

県としましては、県有施設の活用でありますとか、広域的な避難などを含め、市町が分散避難のために行う避難所の確保、環境整備の取組を引き続き支援してまいります。

次に、感染対策を取りながらの支援物資の適切な配送についてでありますけれども、災害発生時の物資輸送につきましては、県は、国や他府県からの物資を県の広域防災拠点で受け入れまして、各市町の物資拠点まで輸送することとしています。

市町では、県から受け入れた物資や、備蓄品を各避難所に移送することとされております。市町においては各避難所に物資を輸送する手段として、協定を締結した運送事業者等による運搬のほか、市町で準備した貨物車両での運搬などを想定されております。

今回の新型コロナウイルス感染症発生を踏まえ、県の広域防災拠点や、市町の物資拠点での物資の受入作業から、避難所までの物資輸送の各段階において、適切な感染防止対策を講じる必要がございます。

県の広域防災拠点では、県職員だけでなく、物流業者、交通誘導警備員など、多くの人が物資の受入れや搬送作業のために、随時出入りをすることになります。そのため、県では職員に対して、定期的な手洗いや、施設内でのマスク、手袋の着用を義務づけるとともに、共有設備の洗浄、消毒などの感

染防止対策を徹底してまいります。また、物流業者等の作業従業員に対しましては、改めて、業種別の感染予防対策ガイドラインを踏まえた対策の徹底を依頼します。

あわせて、市町に対しましては、物資拠点での作業や配送に当たっての感染防止対策を踏まえた研修、助言等を行うとともに、防災訓練に物資輸送に係る感染防止対策を取り入れることで、実効性を高めていきたいと考えております。

県としましては、避難者に必要な物資が確実に届けられるよう、引き続き、市町等と連携、協力して、感染防止対策を含めた物資輸送の体制整備を進めてまいります。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 2点御質問いただきました。

まず、再度、学校を臨時休業する際の基準と休業時の分散登校について御答弁申し上げます。

県教育委員会では、これまで県内の感染状況、隣接県の状況などに加え、新型コロナウイルス感染症対策本部の方針を踏まえ、県立学校の臨時休業について判断するとともに、市町教育委員会に対して、県教育委員会の対応を示してまいりました。

こうした中で、5月26日に新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた「三重県指針」ver. 2が策定され、感染拡大の第2波に備え、モニタリング指標が示されました。

文部科学省からは、学校における衛生管理マニュアルが出され、感染が広がった場合の対応として、学校における臨時休業の考え方が示されました。こうしたことから、今後、感染が拡大した場合の対応として、この三重県指針及び衛生管理マニュアルに示されている指標や考え方などを基本として、学校を休業すべきかどうか検討していきたいと考えております。

その際、感染の状況は、学校で確認された場合、学校では確認されていないが地域で確認された場合、特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域に

指定された場合など、様々な状況が考えられますので、それぞれに応じて検討してまいります。

例えば、学校では確認されていないが地域で確認された場合は、新規感染事例数、新規感染者数、感染経路が不明な感染者数とその割合などの感染状況に加え、児童・生徒の通学状況、地域における通勤等の状況、隣接県の感染状況など、さらには、新型コロナウイルス感染症対策本部の方針も踏まえ、臨時休業の必要性を検討していきます。

今後、仮に、再び臨時休業を実施することとなった場合、学びの継続をどのように確保するかを併せて考える必要があります。感染リスクをできる限り低減しつつ、学びを継続する方策の一つに分散登校があります。

分散登校を行う際には、進学や就職を控えた高校3年生への指導、全学年を通じて学校でしか行えない実習、授業、生徒への教育相談など、各学校で優先すべき事項を考慮して計画を立てて実施していきます。その際、家庭学習やオンライン授業と併せて、安全・安心と学びの継続を両立させていきたいと考えております。

次に、1学級の児童・生徒数を減らして授業を行うなど、必要とされる対応について、御答弁申し上げます。

現在、県内の小・中学校においては通常授業が行われておりますが、文部科学省の学校における衛生管理マニュアルでは、国の新型コロナウイルス感染症対策専門会議の提言で示された感染レベルによっては、児童・生徒の身体的距離をさらに広くする対策が必要となる旨、示されているところです。

児童・生徒の身体的距離を確保し、密集を避ける方策として、一つには、現在、1クラスの人数を通常よりも減らす方策です。少人数学級について、現在も国の加配定数と県の独自定数を活用して実施されています。学校によっては、少人数学級ではなく、少人数指導として活用されているところもあります。そうした中で、例えば、学校に配置されているこうした教員も活用して、学級の児童・生徒を複数の教室に分けて授業を行ったり、このほか特別教室や体育館の利用、教室と廊下の壁の撤去などにより、広いスペース

を確保したりすることなどが考えられ、実際に県内でもこのような工夫の下、授業を実施された学校もあります。

また、学校規模や児童・生徒数に応じて、登校日を学年ごとに設けたり、午前、午後で登校する児童・生徒を分けたりする分散登校を部分的に実施する方法もあります。この場合、家庭でも学習に取り組めるよう、国のGIGAスクール構想に基づき整備する1人1台端末を活用したオンライン学習や、計画的に取り組める学習課題を課すなどの工夫を組み合わせ、学びの継続を図っていくことが大切です。

今後、小・中学校でのオンライン学習が円滑に実施できるよう、6月19日に教職員を対象として、ウェブ会議システムを使った授業の方法や、県立高校での実践事例を紹介する研修を初めて実施いたします。また、臨時休業中の学習内容の補習などを実施するため、学習指導員の配置を支援いたします。この外部人材の確保については、文部科学省が人材バンクを開設しており、県教育委員会も登録を呼びかけるとともに、登録名簿を市町教育委員会に提供しています。

今後、感染レベルが高まる状況でも、感染症対策の徹底と、子どもたちの学びの継続が両立できるよう、あらかじめ子どもたちの身体的距離を広く取るための効果的な方策を市町教育委員会と共有するとともに、考えられる取組について意見交換を行ってまいります。

〔11番 下野幸助議員登壇〕

○11番（下野幸助） 答弁ありがとうございました。

防災に関しましては、新型コロナウイルス感染症対策をしっかりと考慮しながらの対応をお願いしたいと思います。

一つ、物資のことで言わせていただきますと、私、2016年、4年前、防災県土整備企業常任委員会の副委員長をやらせていただきまして、そのとき、4月に発生した熊本地震の対応を半年後の9月に見に行ったわけでございますけれども、県の職員、いろいろ大変汗をかいて大変だった、物資のことについては、残念ながら県には、政府からいろいろ物が送られてくるけど、県

から先の被災地に行かずに、おにぎりがもう何万個と腐っちゃった、消費期限が来ちゃったという事例も聞いております。最終的な被災者のところまで、しっかりと感染症対策をしながら届けられる。それは、市町との連携が何よりも大切だと思いますけれども、そこのところをしっかりと事前にシミュレーションしていただきたいと思いますので、現場レベルでよろしく願いしたいと思います。

それから、教育関係についてでございます。いろいろ、丁寧に御答弁ありがとうございました。

今後、第2波、第3波が来たときには、先ほどお示したように、1クラス40人のところ、20人になってくるレベル2に引き上がる可能性も出てくるかと思えます。その中でも、先ほど教育長の言われたとおり、体育館とか壁を壊して工夫していますよというお答えがございました。今日、国では補正予算について、参議院でいろいろな協議をされているかと思えますけれども、昨日も国会の中継を見ていたら、一つ気になったのは、補正予算は、ついてくるんやけれども、お金はつくけど人はつかん。先ほど人材バンクの話もしていただきましたけれども、全国的には先生の確保というのが大変難しいかなと思っておりますけれども、そこのところだけ再質問をさせていただきたいと思うんですけれども。今後、国の2次補正が県に下りてきて、その分、何名ぐらいを想定しているのかということと、人の確保について、再度お伺いしたいと思います。

〔木平芳定教育長登壇〕

○**教育長（木平芳定）** 現在、国の2次補正において、示されておりますのが、教員直接という部分よりも、学習支援員であったり、スクールサポートスタッフであったりするわけでございます。その中で、学習指導員につきましては、先般議決いただきました補正予算において、学校の再開を見据えた5月時点での各市町教育委員会のニーズを踏まえさせていただいて、配置させていただいているところで。

一方で6月に、今回全面的な学校再開後、子どもたちの学習習慣とか学習

の定着状況の違いということに対応して、さらに理解を深めるということで、改めて市町教育委員会とも意見交換しながら、教員をサポートする学習指導員がさらに必要と考えておりますので、その増員につきましても検討させていただいているところでございます。

〔11番 下野幸助議員登壇〕

○11番（下野幸助） 学習指導員の増員を検討していただいているというところでございましたけれども、しっかりと学習指導員の方がつくように、予算はついただけど人はついてこないということのないように、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、一つ目の質問項目を終わらせていただきたいと思います。

時間がございません。二つ目の質問に移らせていただきたいと思います。

二つ目、人口減少対策についてお尋ねします。

人口減少対策につきましては、私も毎年、この一般質問や総括質疑でさせていただいておりますけれども、地方創生の1丁目1番地ということで改めて質問させていただきたいと思います。

（パネルを示す）早速、この議場にいらっしゃる方はもう御覧いただいているかと思うんですけど、三重県の将来人口のベースでございます。

一番下の線は、国立社会保障・人口問題研究所、略して社人研が出している数値でございまして、最終的に2060年まで出ていますけれども、2060年に120万人というのが社人研の予想、それに加えて、一番上の点線は、2015年に三重県が発表した展望ということで、2060年に142万人。今回、新たに第2期の将来展望ということで、また下がって、2060年ベースで134万人ということになっております。さらっとこれ、もう一本、第2期の線を引いていただいたの、私、疑問なんですけど。これ、2060年ベースで142万人から134万人と、8万人減少という形になっております。

そして、一番下のところですけども、今年に入って人口177万8000人から、5月1日で177万2000人ということで、もう6000人の人口減少が起きていますよというところでございます。4か月で6000人ということになってい

ます。ちなみに去年1年間で人口減少は1万5305人、自然減少、生まれてくる赤ちゃんと亡くなる死亡数の差が9000人、そして、社会減少、転入、転出の差が6000人強ということで、足して1万5000人ということになっています。今年も同等の規模で、来ているという状況でございます。そして、この社会減少の6000人について、もう少し詳しく見たいと思います。

次の資料です。（パネルを示す）社会減少は、先ほど言いましたように転入、転出の差でございますけれども、2010年から2019年、この10年間でどのように動いているのかということですが、2010年は2000人規模でしたけれども、2015年から4000人規模で4年間続いて、昨年1年間ぼんと上がって6251人ということです。ここでポイントは二つありまして、6251人なんですけれども、若者がそのうちの約4000人ということでございます。全体の63%、15歳から29歳の若者が、毎年、転出超過4000人規模というところと、転出先は6割が愛知県、東京都、大阪府に集中しているというところがございます。4000人規模で、若者が転出超過というところがございます。

そこで、戦略企画部長にお尋ねしたいんですけれども、もう一枚見てもらうと、（パネルを示す）これが県の人口減少対策の数字でございます。

2015年に県は目標を掲げました。社会減少について、3000人を基準として、北中部では200人ずつ、南部では80人ずつ、合わせて280人ずつ、減らしていきたいということで、最終的に北中部の社会減少は2022年にゼロ、南部は2035年にゼロというところで計画していました。しかし、それがうまくいかずに、先ほど、本来であれば2019年1880人いなきゃいけない社会減少が先ほど言ったように、現実には6000人というところがございます。

こういう厳しい状況の中で部長にお尋ねしたいのは、608人減らしていくことをさらに今後やっていくというところがございます。本当にできるんですかね。5年先に引っ張って、電卓をはじいて、500人ずつ減らしますよという状況。南部も一緒、5年先にゼロにして、電卓をはじいて108人にしますよ。そんな安易なところで、人口減少、社会減少クリアできますかね。いかがでしょうか。



〔福永和伸戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（福永和伸） それでは、三重県の人口の将来展望における転出超過数の改善目標について、その実現に向けた考え方を御答弁申し上げます。

今、下野議員から御説明がありましたように、三重県の人口の将来展望の転出超過数の目標は、正式には目標数値は、令和5年度に3819人に転出超過数を改善するという目標でございます。この目標の達成に向けまして、重要なポイントは三つであると考えています。

一つは、施策の総動員です。人口減少の背景には、これまでの社会システムによって生み出された個々の課題が様々な形で関わっておりまして、これを一つの施策で突き崩すことは難しいと言わざるを得ません。雇用の創出、県外からの移住の促進、地域に貢献する思いを醸成する教育をはじめ、昨年度の意識調査から大学生、高校生が最も重視する政策であることが分かりました防災や医療など、多くの施策を効果的に結びつけて、相乗効果の発揮を促していく、これが1点目です。

2点目は、時間軸の幅を広く持って進めることでございます。

人口減少問題は、一朝一夕には解決のできないテーマです。成果につながるまでに一定の期間を要するものもございまして、一例を挙げれば、若者の県内定着を見据えて5年前から県内高等教育機関と連携して進めてまいりました地域課題解決人材、三重地方創生ファンタジスタの養成の取組は、この春、初めての卒業生が出たばかりです。大切なのは、市町や関係機関等とともに中長期の視点で腰を据えて、粘り強く取り組んでいくことだと考えています。

三つ目ですけれども、これはさらに新しい創造的な取組を追加していくことです。

みえ県民力ビジョン・第三次行動計画では、毎年度、重点取組のテーマに人口減少対策を掲げまして、各部局の知恵を結集して、新規事業の企画、立案を行う仕組みを整えています。S o c i e t y 5.0や、S D G s の視点を

活用しまして、新たな取組をどんどん重ね合わせることにによりまして、人口減少に係る取組の柱を太くしまして、総合的に推進していくことが重要と考えています。そして今、県内経済は、新型コロナウイルス感染症によりまして、大きな痛手を被り、人々の暮らしにも多大な影響がもたらされています。人口の社会減を食い止めるためには、その大前提として、経済の再生を図ることが何より重要となっています。また、感染症によりまして、大都市部への過度な一極集中に伴うリスクが顕在化しまして、人々の目が、地方に向き始めています。

今後、5Gをはじめとする、さらなる飛躍的な技術革新が進み、企業活動だけでなく、テレワーク、二地域居住といった、人々の暮らし方にも大きな変化が訪れて、地方創生の流れが進む可能性もあります。こうした動きを的確に捉えまして、多様な角度からの取組を重ね合わせながら、人口社会減の課題に挑んでまいります。

なお、令和5年度末に、転出超過数を3819人とする数値目標についてですけれども、これは数字をよく見ていただくと分かると思いますが、見方を変えますと、これは平成29年、30年あたりの水準に戻すことを目指すものです。二、三年前の水準に戻すというような目標でございますので、決して高過ぎる目標ではないと認識しております。チャレンジングな目標ですけれども、必達意識を持って取組を進めてまいります。

〔11番 下野幸助議員登壇〕

○11番（下野幸助） 答弁、お伺いしたんですけれども、何か昨年と変わらな  
いなど思いました。

施策総動員ということと、知恵を結集してということでございますけれども、どうですかね、改めてこれ、（パネルを示す）このねずみ色の部分だけちょっとアップしてほしいんですけどね。

社会減少が1880人という目標を2019年に掲げて、結果6200人という、この目標がクリアできないにもかかわらず、ハードルを上げてどないするんですかというのが、聞きたいんですけれども。基本の部分の北中部200人削減、

南部80人削減、これが、できなくて、国は5年後送りしたから、三重県も後送りして、それを電卓ではじいて、じゃ、500人か108人かと、そんなようにしか、これ、見えないんですけど、どうなんですか。

〔福永和伸戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（福永和伸） この転出超過数の目標について、申し上げますけれども、地方創生の成果を明確に示すことができる指標としまして、数値目標に採用しておりますけれども、この数値は、企業戦略ですとか、例えば、工場の規模の拡大、縮小ですとか、行政外の要因によっても、千人単位で数値が動くことも少なくないものでございます。

先ほどの下野議員のフリップにもありましたけれども、平成27年から30年までの4年間、転出超過数は4000人前後で推移してきています。令和元年に突如6000人に増加しました。これ、どうしてなのかというのは、我々も、今、分析しております、4月に市町村ごとの状況も公表されましたので、いろいろと聞き取りなどもしております。

この2000人がいきなり増加したものは、転出が1000人、転入が1000人それぞれ影響して、合計で2000人、数字が悪くなっているんですけども、このうちの1000人の転出増加に関しては、600人ほどは、企業の戦略による特殊要因ではないかと考えられる部分がございます。この特殊要因が、本年度は起こらないのであれば、それで転出超過数は600人改善するということが考えられますし、そのほかに、また特殊要因が発生すれば、それとの差引きで数値は揺れ動くこととなります。

転出超過数というのはそういう生き物のような、流動的な指標でございます。しかしながら、私どもは、そういうことも承知の上で、全てひっくるめて、数値目標に掲げまして、達成を目指しているところでございます。

ちなみに令和2年は、今のところ1月から4月の状況で、新型コロナウイルス感染症の影響もあると思いますけれども、昨年と比べまして252人の転出超過が減少しています。

数値目標は二、三年前に事実として現にこの三重県であった転出超過の水

準に戻す、そういう目標ですので、決して高過ぎる目標ではない。望ましい結果が得られるように、施策総動員で臨んで、先ほど申し上げたポイントを踏まえまして、目標の必達意識を持って臨んでいきたいということでございます。

〔11番 下野幸助議員登壇〕

○11番（下野幸助） いろんな要因があつて、去年は2000人増えて6000人というのは、分かるんですけども、結果責任ですから、今後のこの部分についても、608人ずつ減らしていきますと言ったときに、来年また、6000人規模、5000人規模で、工場のことがありました、こういう結果になりました。それじゃ、また後送りじゃないですか。いつまでたつてもこんなの、後送り、後送りで、目標達成はできませんでした。そんな安易なことで、よろしいんですかね。これ、三重県で一番大事な、地方創生で一番大事な人口減少対策について、私、ずーっとこれ、調べたら、こんな安易な計算で最終的に5年後送りして、ゼロでそれを割ってやっているんだ。これで本当にいいのかなと思いますし、今後は自然減少も、社人研では1万3000人規模になってくるといふことで、県全体では年間の人口減少が、今1万5000人ですけども2万人規模がやってくるという状況であります。人口の割合から予測すると、1%から1.5%減ってくる。

日本全体ではこの前も発表がありましたけれども、年間50万人ぐらい人口減少しておりますけれども、率でいうと0.4%ぐらいしか、三重県はその2倍、3倍のスピードで人口減少がやってくるという状況でございます。

もっともっと若者が転出超過4000人、5000人になってくるオーダーの中で、真剣にもっと取り組んでいただかないと、本当にこれから大変なことになってくるかと思ひます。

そこで知事にお尋ねしたいんですけども、この前の総括質疑でしたかね、このチャレンジングな、頑張りたいと、知事、おっしゃっていましたがけれども、私はそれはそれでよろしいかと思う。どうもやっぱり気になるのは、基本的に、200人とか80人の目標ができずして、ジャンプアップして500人はな

と思うんですよ。ゼロにこだわれば、均等でこれを割れば、608人という数字が出てくるんですけども、そんなことよりもっと足元を見据えて、しっかりと若者の視点で、人口減少対策をしていかないと、もっともっとひどくなってくるかと思うんですけども、知事いかがでしょうか。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 転出超過改善に向けての考え方と、私の思いということで、答弁させていただきます。

転出超過の改善に向けましては、第1期三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略により様々な対策を講じてまいりましたが、先ほど来、議論がありますとおり、令和元年の転出超過数が6251人と、大きく増加しているということは、重く受け止めているところであります。

我々、決して、手を抜いてやっているわけではないんです。安易な気持ちでやっているわけでもありません。でも、結果責任ですから、その責任は大変重く受け止めているところです。

しかし、先ほど福永戦略企画部長からも申し上げましたとおり、決して安易に手を抜いてやっているつもりではないということは、御理解賜ればと思いますし、昨年度議決いただいた目標でありますから、しっかりと達成に向けて取り組んでいきたいと思っています。

一方で、新型コロナウイルス感染症という大いなる試練に見舞われました。このウイルスが県内経済に与えた影響は大きく、中小企業・小規模企業等を中心に雇用の維持が危惧される状況となっています。

転出超過を改善していくためにはまず、この現状を克服することが不可欠でありますので、5月に策定しましたみえモデルに沿って、感染防止対策の徹底と、経済の再生、活性化の両立に向けた取組を全力で進めてまいります。

県内経済に甚大なダメージを与えた新型コロナウイルス感染症は、一方で、これまで様々な要因で進まなかったテレワークやオンライン教育等の実現への壁を壊すなどし、人々の価値観やライフスタイルはもとより、企業の在り方から、国の在り方までをも見詰め直す一大転機となりつつあります。まず、

これまでの社会で、住んでいる場所の制約を大きく受けていた仕事やサービスの提供が変化しています。場所の制約から解放れつつある今、大都市に居住するメリットは低減してきています。また、感染症による社会経済活動への影響が、大都市部への過度な一極集中に伴うリスクを改めて顕在化させました。

本年5月、国の第8回経済財政諮問会議に提出された資料では、20代の方のU・Iターンや地方での転職を希望する割合が、2月と比較して、4月から5月にかけては14.3ポイント増加しているとの調査結果が示されていますが、今まさに地方での生活に視線が集まり、地方が選択される可能性が大いに高まっていると言っても過言ではありません。

地方への人の流れを加速させるこの好機を逃すことなく、そして、私たちがこれまで培ってきた成果を武器に、第2期総合戦略の目指す姿である、希望がかない、選ばれる三重の実現に向け、再び加速のギアを上げ、転出超過の改善を図ってまいります。

〔11番 下野幸助議員登壇〕

**〇11番（下野幸助）** 答弁ありがとうございました。知事から、しっかりとした答弁をいただきました。

結果責任ですからというお言葉もいただきました。しっかりと、この人口減少対策、地方創生の1丁目1番地でありますし、知事は地方創生本部長でございますから、その部分も含めて、しっかりと改善できるような取組をお願いしたいと思います。

安易なという言葉を使わせていただいたのは、このプロセスにおいて、本当に均等にいけるんだろうかという部分もあったので、言わせてもらいましたけれども、計画を立てるときに、5年先送りでゼロと言うのはいいんですけれども、もう少し情勢も加味していただいて、これ、本当に電卓をはじいて、ぼんと割ってあるだけ、年数で割ってあるわけですから、そここのところもしっかりと加味していただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

それでは、最後の質問に進めさせていただきます。

人口減少の社会減対策の主要な事業である関係人口づくりと、移住の促進に向けた事業について、お尋ねしたいと思います。

県では、若い人たちを県内に呼び込もうということで、県内企業への呼び込みをしていただいております。これ、一つサンプルで、（パネルを示す）映写資料、みえの仕事マッチングサイトというものを行っていただいております。さらには、このみえの仕事マッチングサイトで、三重県に移住していただければ、移住支援金が世帯で100万円、単身で60万円を給付していただくということでございますけれども、この状況についてお尋ねいたします。端的にお願いいたします。

〔廣田恵子雇用経済部長事務取扱登壇〕

○雇用経済部長事務取扱（廣田恵子） みえの仕事マッチングサイトと移住支援事業についてのお尋ねでございます。

マッチングサイトは、昨年10月に開設いたしました。6月10日現在登録企業数が175社、求人件数は230件で、医療、福祉、建設、製造業など多岐にわたっております。

アクセスの件数ですが、開設の間もない時期は、一月当たり400件程度でございましたが、徐々に増加し、5月には5000件を超えるようになりました。県では、ええとこやんか三重移住相談センターの就職相談アドバイザーが、このサイトを活用して、東京圏の移住希望者の相談にきめ細かに対応しているところでございます。その結果、5名の方が、サイトに掲載する求人情報を活用して、三重県内の企業に就職されております。一定の役割を果たしているものと考えております。

一方、移住支援事業でございますが、これはマッチングサイトとともに、国により創設された事業であり、東京圏からマッチングサイトに掲載された求人を通じて、就職した人を対象に、市町と連携して移住に必要な費用の支援を行うものでございます。

今回、サイトを活用して就職された5名の方は、対象要件を満たさず、事

業の活用には至っておりません。また、本事業は本県を含む42道府県で実施しておりますものの、居住要件がかなり厳しく、昨年度の支給実績が全国で50件に満たない状況でございますことから、県においても、さらに周知を図ってまいります。今月4日の全国知事会においても、制度のさらなる周知とともに、運用の弾力化を国に提言されたところでございます。

今後の方針でございますけれども、マッチングサイトについては当初、移住支援事業の対象となる求人のみを対象としてまいりましたが、これからは、より多様な企業の求人についても掲載していきたいと考えております。

それから、6月8日から、主に県外大学へ進学した三重県出身学生のために、求人情報とインターンシップ情報を一度に御覧いただけるようなアプリを作成しましたので、学生にもマッチングサイトへたくさん訪れていただいて、利用をさらに図っていきたくと考えております。

〔11番 下野幸助議員登壇〕

○11番（下野幸助） 御答弁いただきました。

要約するとマッチングサイト5件、移住についてはゼロということですよ。ゼロは非常に残念なことですし、その制度の改善は国に、全国知事会を通じて要望していただくということなんですけれども、やっぱり、使い勝手が悪いですし、そこのところは三重県としてもしっかりと、もっともこの事業を選択するかどうかのところの部分についても、精査するべきだったんじゃないのかなと思います。先ほどの人口減少のときも言いましたけれども、若者の気持ちに立っていけば、単身で60万円です。60万円もらって移住どうですかと言われる前に、やはりこの先、またお話しさせていただきすけれども、三重県との関係をつくった上で、三重県に足を運んでいただくというそのプロセスを大切にしていかなければならないのかなと思いますし、あまり悲観的なことばかり言いたくないんですけれども、この移住支援のサイトも見れない状況だったので、何ですかと言ったら、サイトのリンクがちゃんと取れていませんでしたって、私が見つけたみたいなんですけれども、そんなことも起きている状況ですから、移住というところをしっかりと、プロ



セスを大切にさせていただきたいと思います。

二つ目のところに行きますけれども、なかなか移住、急に足を運んでという部分では難しいかと思しますので、その次にお話しさせていただきたいのは、ワーケーションでございます。（パネルを示す）ワーケーションと言われても、テレビを見ていらっしゃる方で、初めて聞かれる方もいらっしゃると思いますので、ちょっとこのフリップを見ていただきたいと思いますけれども、これ、作るのに、私、2時間もかかって、考えて考えて作ったので、御紹介させていただきたいと思っておりますけれども、縦の軸が業務時間、横の軸が業務場所です。つまるところ、右上にワーケーション、仕事のワークと、休暇のパケーションの造語のワーケーションです。端的に言うと業務時間の制約がない、業務場所の制約がない、そういったところをワーケーションと呼びます。ちょっと前にテレワークとか、在宅勤務などがありましたけれども、これは業務時間の制約がややありながらの、下の業務場所の制約がないというのが右下、大体、こんなイメージで振り分けをさせていただいています。ワーケーションとは、仕事のワークと、休暇のパケーションの造語というところで、業務時間の制約がない、業務場所の制約がないというところを、まず前段で紹介させていただきました。

今朝の新聞、今朝の知事のフェイスブックを拝見させていただきました。

このワーケーション、私の質問日に合わせていただいて、ちょうど朝、載せていただきました。小泉進次郎環境大臣と、このワーケーションを進めていきます。モデル事業を進めていきます。ありがとうございます。鈴鹿の国定公園も考慮していただいているという記事が拝見されました。しっかりとこのワーケーションを進めていただきたいと思いますけれども、この取組について、県のお考えをお伺いさせていただきたいと思っております。

〔廣田恵子雇用経済部長事務取扱登壇〕

○雇用経済部長事務取扱（廣田恵子） ワケーションの取組についての御質問でございます。

本県では、本年2月に、市町の移住担当窓口を通じて、首都圏で働く方が

滞在可能な施設の調査を行いました。その結果、12市町で約40施設ございまして、ワーケーションを受け入れる環境が少なからずあるということが分かりました。それから、3月には、首都圏のIT企業に、実際に大台町の民泊施設を活用して、ワーケーションの試行をしていただきました。その結果、通信環境とか交通アクセスなどに課題があるということが分かりました。このために、まず、コワーキングスペースなどの受入施設を核に、通信環境や交通アクセスなどの地域の課題を解決しつつ、独自の体験プログラムの造成などに取り組む地域をモデル事業として支援し、ワーケーションを受け入れるための環境整備を進めます。

加えて、本県の優れた自然、景観を生かしたワーケーションを推進するため、環境省の事業を活用して、国立・国定公園におけるワーケーションツアーの企画、環境整備等に取り組む事業者を支援いたします。また、子どもの自然体験の機会を創出し、自然豊かな地域で学び、遊び、働くという、新たなライフスタイルを提供するために、家族向けのワーケーションも進めていきたいと考えております。

一方、首都圏等の企業やその勤務者、移住希望者に対しては、三重県でのワーケーションに関するオンラインイベントを開催するなど、積極的に広報するとともに、企業と受入施設とをマッチングするインターネット上の専用サイトを構築して、ワーケーションの実現につなげていきたいと考えております。

いずれにしろ、雇用経済部、農林水産部、地域連携部など関係部局が連携して、ワーケーションの推進には、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

〔11番 下野幸助議員登壇〕

○11番（下野幸助） 答弁ありがとうございます。

首都圏とも連携してというお言葉もいただきました。まさに、そのとおりだと思います。

最後の映写資料を御覧いただきたいと思います。（パネルを示す）これが、

ふるさと副業ということでございます。ワーケーションもそうですし、下のほうを見ていただきたいんですけども、右が都市部で働く方、左が地方の企業、都市部の方の気持ちに立てば、自分のノウハウを地元で生かしたいなという部分、左が、地方の企業の方々は、やはり専門的な知識、ノウハウをいただきたいな、知恵を欲しいな、このニーズがマッチして、ふるさと副業、ふるさと兼業とかもありますけれども、そういったことで、全国的に増えております。ちなみに、左上が、首都圏と地方の求人、副業の求人、地方に当たってはすごい、今、求人が増えているというところでございますし、右の部分、このふるさと副業のイベントについても大変増えている状況でございます。

最後に、移住についてお伺いしたいと思うんですけども、移住というのは大きなイベントです。移り変わるということですから、そのプロセスが大事だと思っています。このワーケーションもそうですし、ふるさと副業もそうですけれども、そこのプロセスを大切にしながら、今後、移住の取組をしていっていただきたいと思っておりますけれども、直接知事にお伺いしたいと思うんですけども、関係人口づくりと移住に向けた取組について、意気込みをお伺いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） まさに下野議員がおっしゃっていただいたとおり、人生の一大決断ですので、プロセスを大切にするという観点からは、リアルな対応もそうですし、その都度のオンラインの対応もそうですし、そういうことをハイブリッドでやっていくということや、移住した当事者の方、あるいは行政の人、あるいは地域の人、いろんな側面からその地域について語れるとか、そういうプロセスをしっかりと大切にしながら、この移住、あるいはふるさと副業、それからワーケーションにおいて、三重県の関係人口が増え、そして、移住してくれる人が増えていく、そういうために、全力を挙げて取り組んでいきたいと思っております。

〔11番 下野幸助議員登壇〕

○11番（下野幸助） 急な振りですみませんでした。ありがとうございました。

ハイブリッドで取り組んでいくということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

残り1分、今回は新型コロナウイルス感染症の環境下で三つ質問させていただきました。防災の面も、人口減少対策も、移住も、スタート、現状は分かっている、ゴールは分かっている、その道筋ですよね。特に、人口減少対策もそうなんですけれども、プロセスの議論をもっともっと大切にしていっていただきたいと思ひます。

そして最終的には、三重県に住んでよかったなと思ひていただければ、納税者も増えますし、三重県がもっともっと潤っていくかと思ひますので、そのプロセスを大切にさせていただくことを切にお願ひ申し上げまして、一般質問を終結させていただきたいと思ひます。御清聴ありがとうございました。（拍手）

休

憩

○議長（日沖正信） 暫時休憩いたします。

午後0時10分休憩

---

午後1時10分開議

開

議

○副議長（服部富男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質

問

○副議長（服部富男） 県政に対する質問を継続いたします。6番 小林貴虎議員。

〔6番 小林貴虎議員登壇・拍手〕

○6番（小林貴虎） 議長からお許しをいただきましたので、通告に基づいて

質問させていただきたいと思います。自由民主党県議団の小林貴虎です。

去る6月5日、横田めぐみさんのお父さんが亡くなりました。

滋さんは、とうとう北朝鮮によって拉致されたお嬢さんと再び顔を会わせることなくこの世を去られました。

奥様の早紀江さんは、記者会見で、悔しくて悔しくて仕方がありませんと心中を吐露しておられました。

この無念の思いを、ここに座っておみえの北朝鮮拉致問題解決促進議員連盟の会員の皆さんはきっと共有しておられることと思います。

1977年、45歳の誕生日の翌日、最愛の娘を突然奪われた滋さん。めぐみさんは当時、中学校の1年生でした。

私は、今46歳です。上の娘が中学校3年生、真ん中の娘が中学校1年生です。この子たちが突然家に帰ってこなかったらと考えると、恐らく私は平静を保つことができないと思います。

滋さんは、めぐみさんからの誕生日のプレゼントのくしを大事に最後まで持っていたと、おっしゃっています。どれだけお嬢さんを愛しておられたか。どれだけお嬢さんにお会いしたかったか。どれだけ悔しく、苦しくつらい40年だったか。想像するに余りあります。

普通に生活をしていた普通の女の子の人生を奪い、家族の生活を壊し、夢も未来も平穏な日常も全て奪っていった拉致という名の人権侵害は、決して許されるものではないと思います。

これまで、経済的な圧力や、アメリカをはじめとする外国の協力を基に、様々な交渉を行ってきましたが、相手はミサイルと核によって外交をする国です。

拉致被害者だと思われる特定失踪者は三重県にも11人おられます。全ての被害者の所在の確認と帰国を実現するために、どこかの時点で現実的な奪還作戦を実施するには、広く国民の支持と御理解をいただかなくては進めることはできないと思います。

学校での政府作成の啓発映画「めぐみ」の上映に関しては、昨年の議会で

お伺いし、今年度の取組状況の報告を受けたところです。次世代への事実の継承も理解の促進という面で、間接的とはいえ、拉致問題解決に向けて重要な取組だと思えます。

滋さんの御冥福を心からお祈り申し上げるとともに、改めて、一刻も早い拉致問題の解決を強く望むところです。

それでは、質問に移っていきたいと思いますが、今回の新型コロナウイルス感染症対策で、職員の皆さん、大変だろうということで、我が会派からは、この6月、一般質問をやめたらどうだという提案をさせていただきました。とはいえ、新型コロナウイルス感染症以外のことも含めて質問すべきだという声が多くあったようで、通常どおりの一般質問を行うこととなり、会派内の順番から今回登壇させていただくこととなりました。

とはいえ、職員の負担軽減は意識すべきだと思いましたので、今回、9年間の議員生活で初めて、質問書を全て事前に執行部にお渡しし、手のうちを全て明らかにしまして、アドリブもサプライズもなしでやりたいと思っております。

そういうことですので、私はある程度答弁内容も既に伺っておりますが、議事録に残すということを主眼に置いて、今後の県政について確認していきたいという事項がありますので、明瞭な答弁をよろしく願いいたします。恐らくこういう質問の仕方は、二度とないと思います。廣田元教育長とも楽しい討論をさせていただきました。ありがとうございました。

さきに発表がありました、ＱＵＯカードの支給という形で、現在、医療現場で、新型コロナウイルス感染症対策の最前線で戦っていただいている医師、そして看護師ほか医療関係者の皆さんへの支援が行われることが発表されました。

また、5月27日に閣議決定され、現在参議院で審議中の国の第2次補正予算案において、新型コロナウイルス感染症対策従事者慰労金を1人当たり上限20万円で給付するということになっています。

この医療従事者の方々の中には、御自身の感染リスクの高さを考えて、御

家族への感染防止ということで、うちに帰らず、家族と離れて職務に従事しておられた方もおられると聞いております。

県内では、どういう形で看護師及び医療従事者への支援が行われるのか、県のＱＵＯカードの件と、国の慰労金も併せて御説明をお願いしたいと思っております。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） それでは、2点御質問いただきました。医療従事者の応援給付金、それと、国の第2次補正予算案に盛り込まれた慰労金についてお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症に対応する医療従事者の方々は、自らも感染することに対する不安や恐怖を抱えながら、患者の治療等に従事していただいております。

こうした方々の御尽力に報いるため、県では、新型コロナウイルス感染症の陽性、あるいは陽性の疑いのある患者に対して、直接、入院治療や検体採取などの業務に当たられた医療従事者の皆様に対し、ＱＵＯカードを支給させていただくことといたしました。

支援の内容につきましては、様々な方法が考えられますが、医療従事者の皆様に対し、県から直接感謝の気持ちをお伝えすることができること、医療機関の負担が給付金等の支給に比べて小さいこと、県内で広く使用できるプリペイドカードを配付することにより、県内経済にも寄与する可能性があるのではないかとということで、今回、ＱＵＯカードを支給させていただくことにしたものでございます。

具体的な支給内容につきましては、対象業務に5日以上従事していただいた場合は5万円のＱＵＯカードを、5日未満の場合は3万円分のＱＵＯカードを知事からの感謝のメッセージを添えて支給することとしており、次の補正予算の計上に向け調整を行っているところでございます。

支給の手続につきましては、対象医療機関に照会を行い、支給対象者を把握した上で、対象医療機関を通じてＱＵＯカードを配付する予定でございます。

ます。

次に、国の第2次補正予算案につきましてお答えさせていただきます。

現在、国会で審議中の第2次補正予算案につきましては、新型コロナウイルス感染患者と接する役割を持つ医療機関等において、一定以上勤務し、患者と接する医療従事者に対して、その程度に応じて、5万円、10万円、20万円の3段階の慰労金の給付が検討されているというところでございます。

慰労金が支給される対象者の範囲でありますとか、給付方法等の詳細はまだ国から示されてございませんが、現時点の情報をあらかじめ関係者の皆様と共有するとともに、給付に係る事務の実施体制の整備を進めることで、国からの慰労金給付に係る詳細が示され次第、早期に給付が開始できるよう努めてまいりたいと思っております。

〔6番 小林貴虎議員登壇〕

○6番（小林貴虎） ありがとうございます。

ほかの経済対策と少々違って、確実に、漏れのないように支給されるように、ぜひよろしくをお願いします。

続きまして、今回の新型コロナウイルス感染症によって、小・中学校に限らず、高等学校を含めた多くの教育機関が臨時休校措置を行わざるを得なくなりました。

そんな中、今回まさに最前線で新型コロナウイルス感染症と闘っていただいている医療従事者の一翼を担う看護師の養成学校も同じく休校、授業短縮となり、実習を規定どおり行うことができないかもしれないという現実直面しています。

しかも、彼らは、看護師の資格を得るために国家試験を受ける必要があります。まして、この休校の影響で授業日数や実習などの受験資格を満たすことができるかといった心配があります。

2月27日に小・中学校等の臨時休校が発表された翌日28日に、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種などの各学校、養成所及び養成施設などの対応についてという通知が文部科学省及び厚生労働省から出されて



おります。

その中で国家資格の受験資格については、実習の中止や休校によって授業実施期間が短縮されたとしても、必要な単位や時間を履修すれば受験資格を認められるとした上で、これは、授業の縮減を認めるものではないので、時間割の変更、補講の実施、レポートの提出及びインターネットなどを活用した学修などを活用し、特段の配慮をすることと書いてあります。

県立学校のW i - F i 整備、それから端末の整備は、全国に先駆けて新型コロナウイルス感染症の拡大よりも早く1月の時点で発表されて、程なく令和元年度補正で予算措置されたのは記憶に新しいところでございます。

スマート教育の先進県たらんとする知事、そして教育長、総務部長ほか関係者の英断に感謝申し上げたいと思います。

そして、今回の補正において、学校再開後の児童・生徒及び、学びや学生の支援というところで、2番目、県立看護大学、公衆衛生学院におけるオンライン教育の環境整備、医療保健部に792万6000円という措置がなされまして、テレワークの実施に向けた環境整備を進めるということになりました。

さて、県下には合わせて13の養成学校がありまして、これらに聞き取りを行ったところ、2校がタブレットW i - F i 整備に関して補助の実施を強く求めており、1校は実に助かると答え、残り7校もあれば助かると答えております。

県立学校に限らず、これらの全ての養成学校から卒業した看護師は、我々の命を預ける医療現場を支える大切な人材として活躍していただくわけですので、全ての看護養成学校の生徒が整った環境で学ぶことができることが、結果、県民の利益になると考えます。

今回予算計上されなかったほか県内養成学校へのオンライン教育への環境整備の予算措置は今後あるのか、お伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） 看護師養成施設におけるオンライン教育の環境

整備に対しての支援についてお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、全国を対象とした緊急事態宣言が発出され、先ほど議員からも御紹介がございましたが、感染拡大を防止するため、小・中学校、高等学校、大学等の多くの教育機関が休業措置を取らざるを得ない状況がございました。

そうした中、本県の看護師等養成所におきましても、看護師養成所11校、助産師養成所1校、准看護師養成所1校の全てが休校措置を実施したところでございます。

休校措置の実施に当たりまして、卒業のための単位の取得が可能なのかといった学生の不安解消を行う必要があったことから、4月16日に各養成所に対しまして、遠隔授業やレポート課題を対面授業の代替とすること、また、学内実習や演習を臨地実習の代替とすることが可能である等の弾力的な運用による授業の実施について通知したところでございます。

また、各養成所に対しまして、授業の実施状況や遠隔授業の実施に関する課題等について直接電話で聞き取りを行いまして、その結果10校が遠隔授業に対応し、設備が整っていない養成所においてもレポート課題により対応を行うなど、全ての養成所で休校措置への対応を実施していることを確認するとともに、各養成所からの相談や質問について助言を行うとともに、国への問合せ等を行ってきたところでございます。

5月14日に本県における緊急事態宣言が解除され、各養成所では、対面による授業がほぼ再開され、臨地実習につきましても医療機関との調整が進められており、一部では実習が再開されているとお聞きしております。

今後は、第2波の発生に備え、再び休校せざるを得ない状況となっても、県内全ての養成所におきまして、遠隔での授業がより円滑かつ効果的に行えますよう、国の第2次補正予算を活用しまして、機材や環境整備等の支援を行うとともに、臨地実習の代替として、学内実習を行う際のシミュレーター、人形のようなものがございますが、その購入について次の補正予算に計上していきたいと考えてございます。

こうした取組を行うことにより、遠隔授業の環境整備を図りつつ、これまでと同等の教育の質を担保するなど、次世代を担う看護師養成、人材育成が着実に行えるよう、引き続き支援に努めてまいりたいと考えてございます。

〔6番 小林貴虎議員登壇〕

○6番（小林貴虎） ありがとうございます。

明確に次の補正予算で計上するというので、国の補正予算を使いながらということですので、本当にありがとうございます。

最終的に県民の利益になることですので、次世代の看護師の養成に御尽力いただきたいと思います。ありがとうございます。

次の質問に移っていききたいと思います。

令和元年1月から12月の観光レクリエーション入込客数推計書・観光客実態調査報告書が公開されました。

消費額、来訪者ともに、過去最高というすばらしい成果が明らかになりました。3月以降の自粛がなければ、間違いなく令和2年の結果もさらに伸びていたことだろうと思います。

これまでの施策が正しかったことの表れである一方、新型コロナウイルス感染症の影響は大きく出るだろうということが大変残念でなりません。

同調査の分析では、三重県を訪れる方々は圧倒的に子連れや家族、そして夫婦で、目的は、自然や食べ物を楽しみに来ている人たちということがこの文書で分かります。

3月からゴールデンウィーク過ぎの大きな書き入れどきを失った令和2年にはありますが、新型コロナウイルス感染症の関係で3密回避が求められ、すばらしい自然という三重の強みが全国的なニーズとなっているわけで、まさに売り込みの絶好の機会だと、先ほどの知事の答弁にもあったとおりでと思います。

県内でも様々な市町が、Go Toキャンペーンプラスアルファで、商品券や旅行補助の事業を既に進めております。

本県も、旅行費用の一部負担やクーポン券などの補助を行うという予定で

あることは、6月10日の石垣議員、館議員の質問、また、本日の中川議員に対する知事と局長からの答弁で確認いたしました。県内の宿泊業者に限らず、観光関係事業者の皆さんは心強くされたことだろうと思います。

今回の補正予算で出されたバスやタクシーといった公共交通事業者や旅行会社への総額6000万円の補助は、感染防止対策を進めることが前提で補助される内容だと説明がありました。

三重県が安全な移動を提供する事業者を支援しますよというメッセージは、事業者の感染拡大防止へのインセンティブということだけではなく、利用者にとっても、三重県の移動は清潔で安全なんだという安心を売るメッセージであり、結果、選ばれる三重をつくることに寄与するよい施策だと感じます。

対する観光目的地である宿泊施設や飲食施設、ゴルフ場や遊園地などは、それぞれの業界ごとに感染拡大防止のためのガイドラインが出され、皆さん、実践しておられることと思います。

これらを、例えば、感染防止対策優良事業認定のような形で規格をつくり、公開してはどうかと考えております。あるいは、自薦でも構わないので、感染防止対策の取組などをウェブ上で県が募集し、感染防止対策に取り組んでいる三重の事業者を閲覧できるように、既存の観光三重などで特集を組む、あるいは何らかのPRができないかと考えております。

あわせて、公開の際には、ぜひ、ウェブの人間が読む記事だけでなく、次のスマート改革でも関係する提案ですが、2次利用しやすいデータの公表の在り方も念頭に置いて、行政基本情報データ連携モデルにのっとり、日時、時刻、それから住所、電話番号、郵便番号、それから地理座標と、POIといひまして地図データなどをオープンにしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしく申し上げます。

〔河口瑞子雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（河口瑞子） 観光事業者の感染防止対策の取組などをもっと発信してはどうかということについてお答え申し上げます。

観光の再活性化に当たっては、感染症対策は非常に重要です。5月29日に

公表いたしました県内観光事業者向けガイドライン作成の手引では、新型コロナウイルス感染症対策に当たって各業界団体が作成した業界別ガイドラインの遵守徹底を基本に、安全・安心の確保や、新しい生活の様式を踏まえたニューノーマルに対応したおもてなしなど、オール三重で取り組むべき方向性を示しています。

具体的には、お客様の安全確保、店舗・施設等の管理、従業員の安全確保といった視点から先進事例も紹介し、感染症対策実施の参考としていただくとともに、ICTなどを活用したタイムリーな混雑情報の提供や、タブレットを使った非対面式の受付システムの導入など、次世代を見据えた新たな接客スタイルも提案しています。

議員からもありましたように、こうした各施設での安全・安心な取組をより広く知っていただくことが大切ですので、各観光事業者がその取組を自社のホームページで公表することを促すとともに、各施設の入り口などで、感染症対策の取組内容を掲示するに当たって御利用いただけるような三重県観光シンボルマークを入れた様式をお示しし、三重県のホームページからダウンロードできるようにしています。

また、今後実施するバスの事業はもちろん、宿泊等の助成事業に協力いただく事業者の様式を施設の入り口などに掲示いただくことで、取組の徹底を図るとともに、オール三重で感染症拡大防止対策の見える化の取組を広げてまいります。

さらに、公益社団法人三重県観光連盟と連携し、県内各観光事業者の先進事例を都道府県観光情報サイトランキングのスマートフォン部門1位を誇ります観光三重公式サイトで紹介することと、それに当たってはいろいろ工夫を凝らしながら、安心して訪れることができる観光地三重を広く発信し、観光誘客につなげていきます。

〔6番 小林貴虎議員登壇〕

○6番（小林貴虎） ありがとうございます。観光三重の掲載、工夫を凝らしていただくということだったので期待しております。

先般、知事が答弁の中でお話に出されました星野さんの観光原点回帰、1時間圏内のマイクロツーリズムという話を伺ってしまして、別府に行ったときのことを思い出しました。

もちろん別府は観光地です。街の繁華街には、実はシックスティーズのロカビリーを演奏するナイトクラブがありまして、地元の人たちが子連れでシックスティーズファッションを着込んでツイストを踊りに来る店がありました。地元の人たちが連日訪れてにぎわって、予約がぱんぱんでして、観光客だった我々がそれをお邪魔に行くという構図だったわけですね。

インバウンドの課題でかねてから掲げられているナイトタイムエコノミーの整備ということですが、地域のことになるので、県の事業とは少し違いますけれども、基礎自治体の施策だと思いますが、音楽やゲームといった三重に訪れる割合の高い子連れや家族の方も楽しめる汎用性の高い、今までとは少し違った夜の過ごし方の定着が地元のニーズによって支えられて、まず地元が盛り上がることで、そこに外国人を含めた観光客が遊びに来ると、そんな構図を作る必要があるのではないかなという話を思い出しておりました。

次に移りたいと思います。

行財政改革、スマート改革ということで、今回、外出自粛でこれまで掲げてきた働き方の問題や、今しなくてもいいんじゃないかということが浮き彫りになったと思います。事業改善や改革のよい機会になった事業者もあると伺っています。

同僚の山崎議員からのお話なんですけれども、東京の会社では、あれもこれも在宅でできるし、じゃ、高い家賃を払って部屋を借りている必要ないよねということで、家賃分をリモートワークの投資に回そうかという会社が出てきまして、オフィスビルが空き始めていると伺っています。

また、オンライン機器の利用に慣れている人たちは、オンライン会議で体を動かさずに営業に出かけることができるので、どんどん仕事を取ってくる。物理的な移動に縛られて業績が伸びない、例えば、田舎の会社を後ろに

どんどん置いていって、そういった先進的な会社がさらに前に進んでいくという懸念があります。

そのデジタルディバイドが新型コロナウイルス感染症から回復する会社と、回復できない会社のディバイドになるのかもしれないということで、地方都市の我々としてはゆゆしき問題であると考えています。

我々もデジタルライゼーションに向けてもっと加速していく必要があるだろうと強く思います。

さすが山崎議員、三重県議会きってのビジネスマンということで、いいネタを持ってきてくれたなと思います。

三重県庁も去年はRPAの試験導入を実施して、本年度はこれにさらに進めていく、広げていくと伺っております。

総務部の下にスマート改革推進課を置き、デジタルライゼーションを進めていくということですし、先般発表されたみえモデルには、以下に述べるような記述があります。引用いたします。

新型コロナウイルス感染症がもたらした様々な影響を踏まえて、私たちがこれまで培ってきた成果を武器に、県民の命と健康を守りつつ、暮らしと経済を再生し活性化していく。デジタル技術の活用を一層加速化することにより、教育、仕事、あらゆるサービスが住んでいる場所の制約から解放されて提供されることが予測される。この感染症が、これまでの進まなかったテレワーク、在宅勤務、オンライン教育などの壁を壊して大きく前進させた。今後もこの流れを加速していかなければならない。これを支えるのがデジタル技術、デジタルトランスフォーメーションを本格的に展開し、県民生活を豊かにするという内容でした。非常に素晴らしいと思います。

そこで、（パネルを示す）国では、官民データ活用基本推進法の制定ほか、法の整備を行って、各種計画やガイドラインを作成して、省庁を越えてデジタル・ガバメントを推進しております。

この図、また戻ってくるつもりなんですけれども、そのデジタル・ガバメントの中にいろいろ書いてありまして、（パネルを示す）CIO、チーフ・

インフォメーション・オフィサーというのがあって、このチーフ・インフォメーション・オフィサーというのがリーダーシップを発揮して、共通のルールの下で政府全体のITガバナンスを強化していく。いろいろな情報を逐次把握して、業務の改善、効率化を提案するわけです。最終的に政府横断的にこれを進めると書かれています。

政府では、共通ルールの下、各省庁及び政府全体のITガバナンスを強化し、結果を生み出すことが重要と書かれているわけですが、スマート改革推進課と各部、それから場合によっては課、あるいは、ここの建物の外の庁舎であったり、そのような場所との連携がどのようになっているのか。それぞれの場所にIT知識に富んだスマート改革担当、国でいうところのCIOというのが配置されているのかどうか、まずお伺いしたいと思います。

〔紀平 勉総務部長登壇〕

○総務部長（紀平 勉） それでは、推進体制をどう整備して、そして、全庁的に展開していくのかについてお答えさせていただきます。

まず、推進体制について御説明させていただきますと、三重県では行財政改革推進本部、そしてIT利活用推進本部がございまして、これらを統合いたしまして、知事をトップにして、そして副知事、各部局長を構成員とする行財政改革・デジタル戦略推進本部を設置いたしました。

同本部では、スマート改革の推進等に関する検討あるいは協議、重要事項の決定、進捗管理などを行っておりまして、また、詳細な調整、あるいは情報共有のために、各部局の総務担当課長等を構成員とする会議の場も設けております。

そして、同本部の事務局の役割をスマート改革推進の司令塔となりますスマート改革推進課が担っているところでございます。

今、小林議員からお示しいただきました政府管理体制の内閣官房の部分に当たるのがこれではないかと思っております。

そして、県の各部局でございますけれども、国の省庁のように規模があまり大きくありませんので、各府省の体制に当たる部分については設置せず、



その代わりに各課にITの利活用を推進するITキーパーソンという担当者を設置するなど、スマート改革を全庁的に展開できる体制を整えたところでございます。

次に、それをどう展開していくのかということについてでございます。

こうした全庁的な推進体制の下、スマート改革推進課におきましては、AI・RPA、ウェブ会議システムをはじめとしました様々なデジタルツールの提供を行うとともに、各部局での業務改善がスムーズに進みますよう、スマート改革推進課、ここに各部局の担当者を置いておりますので、この部局担当者がそれぞれの課のITキーパーソンと連携いたしまして、サポートを行っていく体制を取っております。

また、最新のデジタル技術を活用いたしまして、各部局での業務改善が積極的に進みますよう、ICTの専門的知識を身につけたスマート人材の育成にも取り組んでいきたいと考えております。

さらには、人材育成と並行しまして、スマート改革を前進させていく必要がございますから、民間の専門知識を有する人材を活用いたしまして各部局の取組をサポートしていくこととしております。

今後もスマート改革を全庁的に推進しつつ、先進的な組織体制、あるいは必要な人材の育成などにつきましては検討を行いまして、よりふさわしい体制の整備を進めてまいりたいと考えております。

〔6番 小林貴虎議員登壇〕

○6番（小林貴虎） ありがとうございます。

先ほどの図に戻りたいと思います。（パネルを示す）結構スキップしているいろいろ説明していただきまして、各部にもIT人材を置いているんだということ、知事をトップとした、内閣官房の話も次の質問で書いてあったんですけども、その組織体がそこに該当するだろうということで、一定の権限を持った方々が推進体制を取っているということで、連携を取りながら図っているんだということを理解させていただきました。

ある程度スキップされてしまいましたので、改めてこの図を見ながら少し

話をしたかったんですが、（パネルを示す）ここですね。これが、いわゆる国のCIO、恐らく、三重県の場合のスマート改革推進課ということに当たって、個々の方々が、各部、これ、府省になっていますけれども、個々のITキーパーソンと連携をとるということですね、ここが恐らく全体的な流れ、要するに知事を含めた総務部長と併せて、各庁舎から上がってくる状況を把握しながら方針を立て、フィードバックするという部隊になるんでしょうね。ここが、実際その現場でIT化を進めていく様々なものがあると思いますけれども、部隊ということになるんだろうと思います。

また、スマート改革推進課と、それから個々の現場との連携も取れているという話を伺いましたので、組織体制としては国と人の数が違うので、全く同じような形にはいかんと思いますが、各部局からの話が逐次入ってきて全体を掌握できる組織体制を整えていると伺いました。

この辺、書いてあったことをずっと読んだんですけども、体制を整えた中で、それでは次にお伺いするんですけども、総務部、それから知事が筆頭になって、国という内閣官房と総務省を合わせたような役割になって、改革推進チームを組織しガイドラインをつくり、各部の計画や策定、改革などの取りまとめを行い、全体のプロジェクトの優先順位を進め、そして予算措置、これも大事なところだと思いますが、これを講じ、改革の行程をチェックするということですが、その各部に対して、今後の進め方、あるいは計画、あるいはその計画を出しなさいというような通達は組織体制としてできているのか、次にお伺いしたいと思います。

〔紀平 勉総務部長登壇〕

○総務部長（紀平 勉） 県庁全体をどのように運営していくのかということについてお答えさせていただきます。

県では、平成18年度からITガバナンスの一つとされており、情報システムのIT投資管理に重点を置いて取り組んでいるところでございます。

この取組は、その都度ブラッシュアップを行ってきておりまして、現在では外部専門家の支援を受けながら、システムの企画、そして調達、開発、評

価、改善に至る、いわゆるPDC Aサイクルを回しておりました、調達の適正化、あるいはコストの削減、情報セキュリティー対策の強化など、情報システムの最適化につなげているところでございます。

そして、このPDC Aサイクルでございますけれども、行財政改革・デジタル戦略推進本部に設置いたしました情報システム審査委員会というのがございまして、ここがマネジメントしております。

本サイクルを説明させていただきます。P l a nの部分でございますけれども、まず、各部局が計画立案したシステムにつきまして、その目的、あるいは経費の積算の妥当性、情報セキュリティー対策など、予算要求の前段階におきまして、各部局に対する支援、審査を実施しております、その結果につきましては、財政当局とも意思疎通を図っているところでございます。

そして、D oの部分でございます。これは入札など調達に至るまでの支援、あるいは実際にそのシステムを稼働させるまでに必要な設計開発などのプロジェクト管理についての支援を行っているところです。

そして、C h e c kの部分でございます。運用開始から一定期間、大体2年から3年でございますけれども、これを経過したシステムにつきまして、当初の目的、あるいは創出される効果などを検証いたしまして、課題の改善につなげるための評価を行っております。

そして、A c t i o nの部分でございます。この検証結果を踏まえまして、現行のシステムは適正なのか、またどんな改善点が必要なのか、あるいは次期システムの導入が必要であれば、そのシステムの在り方などにつきまして検討を行う際に支援を行っているところでございます。

このようなPDC Aサイクルの運用や調達ガイドラインの整備等によりまして、適切なIT投資管理が実現できていると思っております。

今後、スマート改革の推進に向けましたITガバナンスの運営につきましては、これまでよりも組織横断的にマネジメントができるように、行財政改革・デジタル戦略推進本部の下、全庁一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

〔6番 小林貴虎議員登壇〕

○6番（小林貴虎） それでは、スマート改革推進の体制という土台を整備していただいているということで、それを伺った上で、具体的な取組について伺っていききたいと思います。

まず電子申請、例えば先般の三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金ですけれども、私も申請書類を見させていただきまして、申請用紙は基本的にエクセルとワードです。一部商工会議所に行って判こをもらってこなきゃいけない。最終は郵送です。最初から最後までA4の紙から離れることができない申請だったと記憶しています。新型コロナウイルス感染症対策だったわけですけれどもね。

もちろん、これは、急な対応が求められる申請だったということで、スピード感が大事だったこと、それを十分した理解したつもりなんですけれども、この補助金に限らず、ほかにも多くの申請があると思いますが、このベースになるテンプレートのようなものが既に電子申請で確立されていれば、恐らく急な対応でもこういった申請も電子をベースにできたのではないかと思います。

また、恐らくPDFをダウンロードして手書きで出された方もおられるんじゃないかと思います。これもAI OCRを使うことを念頭に置けば、升を作っておくというような形で、デザインにももう少し工夫ができたんじゃないかと思います。

それから、先般届けていただいた成果レポートの行政運営の6番、スマート自治体の推進というところですが、スマート改革推進課ができた関係で去年のものに比べれば格段によくなっているとは思いますが、副指標、電子申請・届出システムの申請件数ですけれども、令和元年の2万2299件、これに対して、次年度の目標は101件増、2万2400件と非常に控え目ではないかと思います。

これは恐らく全体の申請を分母にして、その電子申請の割合を本来指標にすべきで、どれだけ電子申請が全体として増えたかということを目指すべき

きだと思いますが、今後の電子申請推進の意気込みに関してお伺いしたいと思えます。

〔紀平 勉総務部長登壇〕

○総務部長（紀平 勉） それでは、電子申請・届出システムの県の取組状況と、それから目標値の関係についてお答えさせていただきたいと思えます。

まず、現状をお話しさせていただきますと、三重県では平成16年度から三重県電子申請・届出システムの運用を行っております。

行政手続の電子申請・届出につきましては、今、約1500の行政手続がございますけれども、平成20年度までに、そのうち約400の手続をオンライン化させていただきました。

しかしながら、電子署名を必要とする手続、あるいは電子申請に加えまして、別途確認書類の提出が必要な手続などについては、ほとんど利用されることがなかったということから、費用対効果の面から利用実績のなかった手続の見直しを行っております。平成21年度からは電子署名の機能を持たない簡易なシステムに変更したということがございます。

その結果、現在の三重県の電子申請・届出システムは、主に県が主催いたしますイベントの参加募集でありますとか、各種調査、アンケート等で利用されておまして、オンライン化されている行政手続につきましては、行政手続全体のボリュームから見て少ない状況でございます。

一方、社会の状況も変化してきておまして、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、電子申請の在り方については、先ほど小林議員もおっしゃられていましたけれども、より検討が必要な状況になってきたと考えております。

今後、行政手続の申請、届出のオンライン化を進めていくに当たりましては、電子署名、あるいは公的個人認証が普及すること、あるいは申請に必要な証明書など確認書類が全てデジタル化され、オンラインのみで手続が全て完了することが必要になってきます。

また、受付後のバックオフィスの業務もデジタル化されなければ、電子申

請のメリットが発揮されることがなく、かえって業務が煩雑になるため、業務のプロセスの見直しも含めまして丁寧に取り組んでいく必要がございます。

そこで、まずは、他の地方公共団体の取組も参考にしながら、処理件数の多い手続を中心に三重県の行政手続のチェックを行っていきまして、押印、あるいは添付書類の要否を含めまして、電子申請が可能かどうかの検討を進めていきたいと考えております。

また、電子署名の機能実装につきましても、費用対効果を踏まえながら検討していきたいと考えております。

なお、多くの行政手続を有する市町とも、先進事例、あるいはほかの地方公共団体の動向調査、研究等の取組状況の情報を共有することなどによりまして、行政手続のオンライン化を推進してまいりたいと考えております。

続きまして、副指標のお話でございます。この指標というのは、第二次行動計画のときにも用いております。その際は直近4年の平均申請件数の10%増を目標としておりました。今回は直近4年間の平均申請件数1万8131件の25%増、かつ各年度におきましても、直近4年で最も申請件数が多かった令和元年度の実績を超える値を目標としておりまして、現状の電子申請・届出システムの活用を前提といたしますと、容易に達成できる目標値ではないと考えております。

しかしながら、今後、さらなるオンライン化が可能な行政手続のチェックを進めまして、逐次オンライン化を推進することで、県民の皆様の利便性の向上に努めていきたいと考えているところでございますので、その状況の変化を見ながら目標値の妥当性についても検討していきたいと考えております。

〔6番 小林貴虎議員登壇〕

○6番（小林貴虎） ありがとうございます。

バックオフィスのデジタル化という部分、少しお話をいただきましたけれども、このことは、もう少し後で、実情も含めてお話をしたいと思っております。今回の特定給付金の関係でいろいろ感じたことがありましたので。

基本的に、その後言われました申請する側の利便性も併せて、処理する側

が逆に煩雑になってしまったら意味がないということで、（パネルを示す）そのことも国も書いてありまして、これ、双方のことなんですよね。サービス設計12箇条の中の半分にあたる場所に、利用者という言葉が出てきています。ニーズという言葉が出てきています。これ、第10条に、利用者や関係者からの意見を踏まえてサービスの見直しを何度も繰り返す必要があるということ。要するに、申請者と関係者ですから、受け取る側ということになるんじゃないかと思います。

そのほか、利用者視点に立ってであったり、利用者のニーズから出発するべきであると。現状で何が起きているのか事実に基づいてやりなさいということが書かれていまして、非常に大切な視点じゃないかと思います。

様々な業界がありまして、電子申請が進んでいる業界もあれば、そうでないところもあると思います。個々のものはばばらになりますので、ボリュームのあるものからでも、ぜひ繰り返し申請する方たちと綿密な会議を持って、本来あるべき、両方にとってウィン・ウィンになるような電子申請システムの構築を進めていただければなと思いますのでよろしく願います。

次、電子決裁ですね。ウェブ会議は今回かなり進められているようですし、会議のペーパーレス化も取り組まれているように見受けられます。

しかしながら、本気でリモートワークを庁内で進めようと思えば、やはり脱判こであったり、電子決裁が必要不可欠だと思いますが、庁内の電子決裁の推進に向けた今後の方向性をお伺いしたいと思います。

〔紀平 勉総務部長登壇〕

○総務部長（紀平 勉） それでは、電子決裁の利用促進につきましてお答えさせていただきますと思います。

三重県では、職員の旅費、休暇、あるいは時間外などにつきましては、ほぼ全てにつきまして起案から決裁までシステム利用によりまして電子決裁で処理しております。

一方、通常の文書でございますけれども、年間約90万件ある対象公文書の

うち、98%程度がシステムを利用して起案を作成しているところですが、最終的な段階であります電子決裁までに至っているものは、おおむね12%台となっております。

この理由でございますけれども、公文書を決裁する際に添付する書類が紙媒体しかないということ、あるいはその分量が多いことなど、電子決裁になじまないものがあるということや、現行システムでは、公印が必要な文書、あるいはほかの所属と合議が必要な文書は電子決裁ができないという課題があることなどが要因として挙げられます。

一方で、在宅勤務、今回も在宅勤務がかなり進んだところですが、自宅にいても決裁処理が可能となりますように、できるものから電子決裁で対応していく必要がございます。

そこで、現在、令和3年4月の運用開始に向けまして、現行のシステムの再構築を行っているところでございます。今お話をさせていただきましたこれらの課題についても、併せて改善を行わせていただきまして、利便性の向上を図ることで、電子決裁の利用促進に努めてまいりたいと考えております。

〔6番 小林貴虎議員登壇〕

**○6番（小林貴虎）** 先ほど出てきた元の文書が紙だというものもたくさんあると、分厚いものたくさんあるんでしょうけれども、そもそもそこが紙であるからということですから、ペーパーレス化が進むことと併せて電子決裁も進んでいくのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

次に、オープンデータ、APIの話をしたと思うんですが、みえデータボックスに行きますと、国が持っているデータにはリンクが貼ってありまして、その先API処理がされているということなんですが、残念ながら県が持っているデータは、現状確認をする限りはエクセルとPDFということで、これ、確かにデータを公開しているという意味においてはオープンなんですが、2次利用が非常に面倒であるということで、あまりオープンとは言えないのが現状だと思います。

去年、戦略企画雇用経済常任委員会に所属させていただいておりましたの



で、関係の内容だったものですから、APIの実情に関して2度ほど提案させていただきましたが、費用がかかるということが大きな理由であり快い回答はそのときは得られておりません。

政府作成のAPI導入ガイドブックによりますと、（パネルを示す）データの提供は公開することそのものよりも、データの活用がされ効果を上げることに意義があり、また活用を推進するためには活用しやすい方式でデータを提供することが必要だと。その観点から我が国の政府機関においても徐々にAPIによるデータ提供事例が増えてきていると書かれております。

去年からデータ再編推進構想というのがあって、これが、データ活用プロジェクトの創出に今年から移行すると伺っています。専門家も入って、どのようにして新しいビジネスが生まれるのかという形で説明を受けていますが、データの提供は広くAPIを使って多くに提供されるわけだと思いますし、活用プロジェクトですから、必然的に三重県でもAPIを実装していかなければならない方向性になるんだろうとっております。

また、あわせて、実はこれ、県でお話している内容なんですけれども、利用ニーズが高いデータは基礎自治体が持っているケースもたくさんあるんですね。例えば、私がかたま聞き取りをした業界だと、住宅の建設ということになると、上下水道の整備の状況であったりだとか都市計画の情報であったりとか。これ、市町で、提供の仕方がばらばらなんです。ウェブに上がっているものもあれば、紙でしか出せないところもあたりとか。

ここにも書いてあるわけですが、APIの導入に向けてですが、必要なことの結構大事な部分に、質の維持であったりだとか、相互運用性を高めると書かれております。すなわち、あっちで出している提供の仕方とこっちの出している提供の仕方が違えば、合わせようがないんですよね。もう一つ手間をかけなきゃいけない。なので、国は、全庁的な基準を出しています。こんな分厚い書類があります。それも民間との連携もしながら、あるいは国際的な基準にも合わせなさいよというようなことが書いてあります。

それを県下29市町ありますけれども、全部個々に、あなたたち調べてくだ

さいねというのはかなり苛酷だと思うので、そこで、やはり県がある程度旗を振って、県下のいろんなデータがありますので、全てを網羅するのは難しいですけれども、優先順位をつけて、提供しやすいところを連携を取りながらリードしていく必要があるのではないかと思いますので、まず、県のAPIの実装について、それから、県下の基礎自治体とのデータの共有あるいは形式の標準化ということに関してお伺いしたいと思います。

〔紀平 勉総務部長登壇〕

○総務部長（紀平 勉） それでは、市町と連携して、データの公開、活用を進めることが大事であるということから、その取組、現状も含めましてお話しさせていただきます。

まず、県の取組状況についてお答えさせていただきますと、県では平成26年度から三重県オープンデータライブラリを開設いたしまして、営利目的も含む2次利用が可能なルール、国際的なライセンスの一つでありますCC-BYというものがございまして、それにより公開しているところでございます。

そして、公開しているデータでございますけれども、三重県がウェブサイト上で掲載している情報の中で、県民、企業の方々の潜在的なニーズが高いと考えられるデータを優先して公開するために、一つ目としてアクセス数が多いデータ、二つ目として全国の都道府県で情報公開請求が多いデータ、三つ目として日本経済団体連合会の調査において、企業からの関心が高かったデータ、そして四つ目としてGISデータ及び地図情報と、この中でオープンデータとして提供が可能なものを公開させていただいているところでございます。

これまで、順次取組を進めてきておりまして、令和2年6月12日時点で、防災、環境、文化等、県政全般にわたる各種データ、合計で90データセットを公開しているところでございます。

続きまして市町の状況でございますけれども、これまで、県では、市町と会議の場におきまして情報提供を行うとともに東海総合通信局と連携させて

いただいて、市町向けの研修を実施するなど、働きかけや、支援を行ってききましたが、市町によっては人がいないとか、あるいは取組方法が分からないといった課題もございまして、オープンデータに取り組んでいる県内市町は、令和2年3月時点におきまして、八つの市と一つの町、全部で九つにとどまっている状況でございます。

このような中、県、市町双方におきまして、先ほど小林議員からの御指摘もございましたけれども、オープンデータの提供方法の在り方につきましては、利用しやすい、活用されやすい、機械判読性の高い形での公開というのが望ましいんですけども、そういう点からはまだ取組が十分に進んでいる状況とは言えず、データの標準化でありますとか、APIの実装といった課題もございます。

こうした現状を踏まえまして、まずは取組の進んでいない市町への働きかけ、支援を行いつつ、県と市町で連携した取組に向けまして検討の場を設ける必要があると考えております。

また、オープンデータ化に取り組むデータにつきましては、利用ニーズの高いデータでありまして、標準化に向け、取り組みやすいデータである必要がございます。そこで、国におきまして、標準のフォーマットが示されておりまして、地方自治体で取組を推奨している推奨データセットがございまして、ここから取り組んでいこうかと考えております。

今後は、県、市町ともに、こうした国の標準フォーマットに合わせるように努めながら、推奨データセットに掲げられております項目を中心といたしまして、公開する項目を増やしていくことにより、オープンデータ化あるいは標準化を進めてまいりたいと考えております。

その上で、より利活用のしやすいデータ提供方法といたしまして、APIの実装やサイトの共同運営などについて、利用者のニーズでありますとか、県、市町の取組状況、費用対効果なども踏まえまして、総合的に考えていきたいと考えております。

〔6番 小林貴虎議員登壇〕

○6番（小林貴虎） ありがとうございます。

データ活用プロジェクトの創出というところで、既に皆さん御承知のことだと思いますので、データの利活用がしやすいところには資本を投入しやすいということですので、県内の経済活動に確実に影響があるところですから、ぜひ連携を取って進めていただいて、市町とともに三重県がデータ提供先進県になることを期待しておりますので、よろしく願い申し上げます。

さて最後ですが、事例としてドローンのことをお話したいと思いますが、「空飛ぶクルマ」の実験が行われました。離島への物資の輸送が行われまして、本格実施に向けて、国の法整備の推進の要望が出されているとみえモデルには書かれております。

ドローンに関しては、航続距離が短いものであれば現時点でも農林水産部や環境生活部、県土整備部などでも使われていると思いますけれども、これ、有人コントロールの撮影程度のものではないかと思っています。

しかし、先ほどお話ししました、志摩市での実験は、プログラム飛行ですよ。例えば、そのほかにもトンネルや橋梁といったインフラの赤外線スキャンであったりだとか、県有の建物、あるいは農地、それから森林、獣害の調査など、定期的に飛ばして、無人で当然飛ばした上でデータを収集して、得たデータをAI解析するというのも、今後、考えられるべきではないかと思っています。

これも同様に、法の整備等、先に進めていただかなきゃいけないものもあるとは思いますが、今後の、庁内の仕事におけるドローンの先進的な活用についてお伺いしたいと思います。

〔廣田恵子雇用経済部長事務取扱登壇〕

○雇用経済部長事務取扱（廣田恵子） ドローンの活用についての御質問でございます。

本県では、ドローンの活用に関する先進的な取組を実施することにより、地域や行政の課題解決や新ビジネスの創出等を図り、地域の活性化につなげるために、平成28年11月、都道府県としては初めて民間企業とドローンを活

用した地域活性化に関する包括協定を締結いたしました。

包括協定では、ドローン活用に係る人材育成などを連携して実施することとしており、平成28年度から職員向けドローン操縦士養成研修を実施し、令和元年度までに126名の職員が受講いたしました。

これらの研修受講者をはじめとするドローン操縦技能を持った職員が、各部局においてドローンの活用に取り組んでおり、産業廃棄物の不適正処理現場の監視や森林資源調査、水稻生育状況調査、公共工事現場調査、災害復旧に向けた現場調査等に活用しているところです。

また、平成31年2月にドローンを扱う4団体と協定を締結し、大規模災害時において被災状況の確認が困難な場合や、2次災害の危険がある場合等において映像データを利用して災害対策活動を行うこととしております。

さらに、先ほど議員からも御紹介がございましたが、橋梁など各種施設設備の点検業務委託においても活用に向けた検討が現在進められているところでございます。

こうしたドローンの活用においては、ドローン操縦に係る知識、技能の習得のほか、視界から外れる空域への飛行など制限された飛行を行う際には、航空法に基づく許可、承認手続等も必要となっておりまいます。このため、これらに対応した研修や、県庁内のOJT等による人材育成も進めながら、今後とも、各部局におけるドローンの活用を通じた業務の効率化につなげていきたいと考えております。

〔6番 小林貴虎議員登壇〕

○6番（小林貴虎） ありがとうございます。

126名の免許取得者がいるということを伺いました。

繰り返しですけれども、あくまでも、有人コントロール飛行、もちろん目視外ですけれども、目視外というのは、このモニターを見た時点で目視外なんですよね。本当にこの見えるところに飛んでいたとしても、ですので、実際、目視外の免許を持ってなきゃいけないんですけれども、それよりも、さらにやはりプログラム飛行ということが今後、当然のように出てくるだろう

と思います。ですので、橋梁の点検であったりとか、あるいは、定期的に同じところをぐるぐる回るというような作業においては、もちろん法整備が前提の上で、必ずそういうことが使われるようになってきます。それは当然人員の削減にもなるし、経費の削減にもつながってくることでありますので、先進事例をいろいろ検討しながらという答弁をいただきましたので、さらに進めていただけるようによろしくお願ひしたいと思います。

先ほど、オンライン申請ということでマイナンバーカード、今回、政府の発表で、銀行口座とのひもつきを行うという発言がありました。

基礎自治体では、児童手当、水道料金の支払い、あるいは様々な還付ということで既に銀行口座を持っているわけですがけれども、マイナンバー法でその閲覧権限を持ってなかったがゆえに、これを使うことができなかった。職員は、あるのに使えないという非常に大きなジレンマがあって、結果として、手作業でまた再度入力をしなきゃいけないということがありました。これは今後改善されるということになっています。

また、マイナンバーで本人の住基データにアクセスできるんですがけれども、家族であっても同世帯のほかの人たちの住基データへのアクセスができないということがあって、結局、最終的にオンラインで申請した人がいない人の支給対象者も書くことができたということで、結果、受けた自治体が紙で出して、全部住基データとアナログで突合しなきゃいけないという煩雑なことが生まれたということだったと聞いています。これも、今後改善されるということになっています。

一方で、確定申告に関してはもう何年も前からオンライン化が進んでいまして、私も何度も使いましたが、年々改善されています。ですので、デジタル化、デジタル推進は、いつかの花火ではなくてずっと継続していく必要があると確信しております。

そのためには、最初にお伺ひした推進体制の確立、そして、また庁内での理解が不可欠であろうと。そして、何よりもトップの進めるぞというパワーが必要だと思っています。

ですので、最後に、統括としてスマート改革方針を掲げられた知事に、今後の県政全体のデジタルイゼーションについてお伺いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 今後のスマート改革推進に向けた思いということであり  
ます。

スマート改革をスタートするときは、県庁の生産性の向上、あるいは正確性の確保、これを両立していくために、スマート改革をやりましょうというのがもともとの出発点であったわけですが、この新型コロナウイルス感染症の拡大という中で、大きな変化、むしろ、このアフターコロナの新常態、ニューノーマルという中で、スマート改革必須というような状況になってきていると考えておりますので、これまで以上に、とにかくスピード感を持って具体的に実行に移していくということが大事であると考えています。

何をやるのかということですが、大きく三つあると思っていて、一つは、スマートガバメント、県庁改革ですね。このICTを活用しての県庁の仕事の在り方、業務を変えていくということ。二つ目は、スマートワークスタイル。三重県内の官民の働き方を新しく変えていきたいと思います。三つ目は、スマートソリューションズ、こういうテクノロジーを活用して社会課題を解決していこうということでもあります。

総務部にスマート改革推進課を置いていますので、県庁の中のことだけと  
思いがちですが、スマート改革推進課は、各部の政策も、県民の皆さんへ届けるための政策も変えていくという役割の司令塔として位置づけております。

そういうことを通じて、まさにスマート改革をスタートするときに若手有志職員たちが言ってくれた提言案の中にもあったとおり、三重県をもっとすばらしい県にしたい、全ての三重県職員がこの思いを持ち続けたい。もっと県民のために。未来の三重県のために。そのためにスマート改革を始めます。こういう意気込みで、しっかり頑張っていきたいと思います。

〔6番 小林貴虎議員登壇〕

○6番（小林貴虎） ありがとうございます。

私、1974年生まれで、80年代は、子どものときに見ていた雑誌なんかはリニアモーターカーがぼーんと走って、人が月に行つてとか、新しい未来のいろんな絵がたくさん出てきた時代でした。なので、子どものときにコンピューターもたくさん遊びましたし、我々の世代というのは、経済が成長していくとともに技術も成長して、これからもっと面白くなっていくんだということで、単純にロボット化、機械化、我々、ロボット、ジャイアントロボットで育った世代ですから血がたぎるんですね。

なので、これから三重県がさらにスマート改革、デジタルイゼーションができていくことは、個人的にも楽しみにしていますし、それによって生活が変わるのではないかという大きな夢と、それから大人ですので、それが大きく経済を牽引していくんじゃないかという期待を込めております。

そして最後、ぐっと400年ぐらい時代を遡りまして、最後締めくくりたいと思うんですが、私、貴虎ですけれども、藤堂高虎という人がいまして、高山公遺訓二百ヶ条というのを残しております。正確には204ありまして、中には、ふんどしをどう締めようというようなことまで書いてあります。その92条にはこう書かれています。

○副議長（服部富男） 小林貴虎議員に申し上げます。申合せの時間が経過をいたしましたので速やかに終結願います。

○6番（小林貴虎） 承知しました。

じゃ、1条だけ。朝夕給るとき腹を立てるべからず、百姓の昼夜作りたる米給人へ奉る、我が命を続ける米に向かい怒る心を天道見逃しあるまじき、深く慎むべしと、飯を食うとき怒つたらあかんよと、感謝しなさいというお話をしております。

私、伊勢木綿を着ておりますが、今回支給されましたこのマスクを着用してまいりました。（実物を示す）ここに届くまでにたくさんの手がかかっておるこのマスクですけれども、感謝して着用してまいりたいと思いますので、これをもって質問を終結したいと思います。どうもありがとうございました。（拍手）



## 休 憩

- 副議長（服部富男） 暫時休憩いたします。  
午後 2 時10分休憩
- 

午後 2 時20分開議

## 開 議

- 副議長（服部富男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

- 副議長（服部富男） 県政に対する質問を継続いたします。32番 谷川孝栄議員。

〔32番 谷川孝栄議員登壇・拍手〕

- 32番（谷川孝栄） 皆様、こんにちは。熊野市・南牟婁郡選出の会派草莽の谷川孝栄でございます。10年目の一般質問、どうぞよろしく願いいたします。

まずは、冒頭、私からも、新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方に哀悼の意を表しますとともに、感染されました方々と御家族の皆様にお見舞い申し上げます。

また、最前線でPCR検査や患者の治療に向き合っていております医療関係者の皆様、感染拡大防止または経済的支援業務に御尽力いただいております知事はじめ行政職員の皆様や関係機関の皆様に心より感謝申し上げます。

また、感染拡大を防ぐために、休校対応での学校関係の皆様、また、平常時なら書き入れどきのゴールデンウィークなどに、休業や時間短縮、営業形態の変更などに御協力をいただきました事業者の皆様、また、ステイホームに御理解、御協力いただき、今や三重県内入院患者ゼロという、新たな感染

者は今日で49日目ゼロという、心ある団結を成し遂げ続けてくださっている全ての三重県民の皆様へ心より感謝申し上げます。

知事におかれましては、新型コロナウイルス感染症が国内で拡大してから、連日タイムリーな情報発信をさせていただいておりますこと、この知事御本人からの情報発信というのは、県民の不安解消に少なからずつながったものと思います。感謝申し上げます。

事態が一日一日変化する状況の中で、休業要請に御協力いただいた事業者への協力金は、三重県と各市町との協力の下で実施されました。知事と三重県内29市町長の連携と、県民、市民、町民を思う各市長、町長の皆さんの迅速な御判断にも感謝申し上げます。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法の関係で協力金の対象から外れている事業者へのさらなる支援策や、国の持続化給付金の活用の御紹介など、電話相談でも丁寧な御対応をいただきました、と実際に御利用いただいた県民の方から伺っております。休日返上で対応に当たってくださっている職員の皆様にも感謝申し上げます。

ワクチンと何種類かの治療薬が承認されるまで時間を稼ぎ、事業者は、今回は急なので、国からの給付金や県や市町からの協力金などをいただきました。しかし、こんなことを繰り返していたら国が成り立たないかもしれないというのも事実です。自社の感染症に対応する力をつけて乗り越えていく準備を頑張っていかなければならないとも考えております。

さて、先般、“命”と“経済”の両立を目指すみえモデルを発表いただきました。第2波、第3波の感染が来ないための引き続きの感染拡大防止対策とともに、傷ついた暮らしと経済の再生、活性化を図るという新たな挑戦に着手するとあります。

第2ステージを感染症収束と経済回復の両立、第3ステージを新たな日常の創造と未来への進化と位置づけ、ステージごとに様々な取組をまとめてくれています。

6月10日の一般質問や、今日午前中からの質問でも、全議員が新型コロナ

ウイルス感染症対策についての質問をされておりますので、私からは、医療や福祉の観点からではなく、少子・高齢化、過疎化、人口流出などの課題山積の中でも日々必死に頑張っている、東紀州に特化した質問からさせていただくことをお許しいただきたいと思います。

ふだんなら、この地元の問題は、最後に持っていくんですけれども、今回は最初にさせていただくことをお許してください。

まず、新型コロナウイルス感染症の影響による東紀州の経済再生対策についてであります。

東紀州地域は、皆さん御存じのとおり、世界遺産熊野古道をはじめ、歴史、文化、豊かな自然等、地域資源に恵まれた地域であります。県内でも人口減少、高齢化が進行し、厳しい社会状況が続いております。県内のほかの地域に比べ、農林水産業などの第一次産業や観光業などの第三次産業に従事する割合が高くなっています。

この新型コロナウイルス感染症の影響を受け、東紀州地域の第一次産業、第三次産業は大きな打撃を受けています。養殖業におきましても、養殖マダイのホテルや飲食店での需要がなくなり、関西や関東方面への出荷ができない状態となりました。

このような状況が続くと、東紀州地域の産業は立ち行かなくなり、今後、さらに地域経済が大きな打撃を受けるのではないかと危惧しております。

(パネルを示す) この写真は、マダイの養殖の写真なんです。これ、熊野の業者なんです。この生けすの中には、小さいものも含めて100万尾のマダイがいます。100万尾です。今、大きくなって出荷できる状態のものが、まだ20万尾近く、ここだけでもあります。

知事にもこれまで多くの御協力をいただいております。特に、ありがたかったのはジャパネットたかたによる松阪牛、マダイ、それから熊野地鶏の販売、熊野地鶏を扱っている方からは、少しだけ光が見えたと言っているという声を聞きました。(パネルを示す) 熊野地鶏は、こういう地鶏ですけれども、今、日本の地鶏の中でもすごく価値が高く、東京のほうでよく利用を

させていただいております。

そして、マダイにつきましては、イオンやマックスバリュ、それから、オークワ、主婦の店などのスーパーでの販売にも御協力いただきました。

同じ会派の東豊議員や、私も、どうにかマダイが出荷できないかと、微力ではありますが販売促進を続けているところであります。また、議会の皆様にも御協力を賜っております。たくさん買ってくれて、皆さん、ありがとうございます。

そして、また、医療の最前線で頑張っている、今日傍聴にも来ていただいておりますが、看護連盟の皆さんにも実はマダイをたくさん御利用いただいております。そして、こちらが、看護師たちを応援しなければならないのに、看護師たちが私たちの地域を応援していただけるという、本当に温かいお心に感謝申し上げたいと思います。

そういう意味でも、先ほど小林議員の質問にもありましたけれども、看護師たちへの手厚い慰労金や環境整備を私からもお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

そして話を戻しまして、養殖マダイですが、昨日も水産業者と話をしてしましたら、生けずには、さっき言ったように小さいものから大きいものまで入れると100万尾、そしてまだ25万尾ほど、出荷を待っているマダイがいますが、先般の議案質疑でも養殖マダイの話は出ておまして、学校給食に御利用いただけるという話も伺っております。

改めまして、東紀州の養殖マダイの出荷について、これからどういう対策をお考えかお聞きします。よろしく願いします。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） それでは、東紀州地域におけます養殖マダイ等の出荷促進の取組についてということで御答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大による外食、宿泊業等の休業、あるいは外出自粛の影響により養殖マダイなどの高級食材は需要が大きく減少しまして、養殖マダイ生産量の約7割を占めます東紀州の生産者の皆様からも、資

金繰りや事業継続への不安など切実なお声をお聞きしておるところでございます。

こうした状況を踏まえまして、県では、県産食材の消費拡大を図るために、県内量販店や大手通販会社等と連携した販売促進活動を実施し、これまでに養殖マダイで約2万6000尾、熊野地鶏で約1000羽分を販売していただきました。

また、新たな販路の拡大に向けまして、県産農林水産物の販売サイトを立ち上げるとともに、農林水産事業者の方がECサイトを新たに構築する際に支援を行っておるところでございまして、東紀州のマダイ養殖業者の方からもお申込みいただいております。

また、先日補正予算をお認めいただきました養殖マダイや熊野地鶏の学校給食への提供につきましては、各市町の学校給食関係者等の御要望を丁寧に聞き取りますとともに、給食向けに必要な水産物の加工機器のリース支援につきましても、東紀州の事業者の方を含め協議を行っておりまして、今後、提供時期や加工方法など、具体的なニーズに沿った供給ができるよう準備を進めてまいります。

なお、養殖マダイの供給に際しましては、地産地消や食育の観点からできる限り地元産が活用されるよう留意しますとともに、公平性等の観点からも、幅広く多くの生産者の方から調達されるよう、補助事業者に対し、県としましても助言、指導ということで行っていきたいと考えてございます。

これらの学校給食への提供によりまして、養殖マダイについては県内で在庫として滞留しておる約25万尾の半分となります12万尾を、それから熊野地鶏については想定される年間の在庫増加分に相当します1万2000羽の出荷促進効果を見込んでおります。

こうした効果を踏まえた上で、養殖マダイについてはさらなる出荷促進策が必要と考えられることから、県内量販店での販売促進活動の継続や新たな店舗での実施、それから福祉施設等へ給食を提供していただいている事業者との連携といったものを含め、これまでのフードイノベーションの取組を活

用した販売促進キャンペーンなどを通じまして、生産者の皆様の事業継続と経営の安定化を支援していきたいと考えてございます。

加えまして、従前から取り組んでおる県産畜水産物の商談会であるとか、プロモーション活動などについても、感染拡大防止策を徹底した上で、オンラインでの商談等も含めて積極的に展開し、養殖マダイや熊野地鶏などの販路拡大を進めてまいります。

〔32番 谷川孝栄議員登壇〕

○32番（谷川孝栄） ありがとうございます。

養殖マダイで12万尾、熊野地鶏で1万2000羽ということで使っていただけるとのお答えをいただきました。

その12万尾なんですけれども、それは東紀州の養殖マダイだけの数でよかったですでしょうか。それとも、県内全体の養殖マダイの数なんですでしょうか。もし、東紀州のだけではなくて、全体で12万尾ということでしたら、この間認められました予算の中の8億円余りの予算は、給食に使っていただけるとのことですが、それは東紀州のマダイにも使っていただけるとのことでしょうか。漁連に行くのがほとんどなんですでしょうか。その辺、聞かせてください。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） 今回の補正予算で予定しております12万尾というのは、県下全体ということになっておりまして、そのうち東紀州の部分がどの程度使われるかというのは、今後、補助をする事業者と少し調整していきたいと思っています。

〔32番 谷川孝栄議員登壇〕

○32番（谷川孝栄） ありがとうございます。

そうしましたら、その事業者にも、ぜひ、東紀州の養殖マダイをしている方は、漁連に入っていないところもあるんですけれども、その辺も漁連とも話をしていただいて、ちゃんと公平に出荷できる状況にさせていただきますよう、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、続いて、観光業の対策についてお伺いいたします。

今後増加が期待されていたインバウンド、外国人旅行者が来訪しなくなったばかりでなく、国内での人の移動も制限され、宿泊施設の予約がキャンセルされて宿泊者がなくなったり、観光施設も県外からの来訪を控えていただくために休業するなど、書き入れどきのゴールデンウィークを中心に大幅な減収となっているのが現状であります。

三重県の昨年度の観光客は過去最多の4304万人でしたが、当然のことですが、今は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて9割減ということで、各地で激減している状況です。

先週末ぐらいから少しずつ観光客が出始めたという印象もあるんですけども、この2か月余りの打撃は大きくて、事業が継続できるように当面の支援策と、新型コロナウイルス感染症の収束後の回復期における支援策とをうまく組み合わせて実施し、地域の産業や経済を守っていかなければならないと感じております。

紀北町の灯籠祭りや、熊野大花火大会など、東紀州を代表する大きなイベントも中止が決定しており、観光客が集中するイベントは今のところ全てと言っていいほど中止です。今年は先々まで厳しい状況が続きます。

特に熊野市は、地元の皆様のこれまでの長きにわたる頑張りによって、スポーツ集客が定着していました。しかし、合宿や練習試合も自粛の状態が続いております。ソフトボールとかテニスとか野球とかラグビーとか、文化的なことというところと、いろいろなことがどこでも同じだと思いますけれども、自粛の状態が続いています。

それぞれの地域の活力を維持できるよう、こうした長年の地域住民の努力が無駄にならないようにそれをつなげていく、また自然資源を生かした観光振興などにしっかりと取り組んでいかなければならないと強く思っています。

今回のことで、地元の方は、まだ、県外からのお客さんは迎え入れていいのかな、どうかなというような不安を抱えております。県外の観光客の回復もまだ不透明であります。このままでは経営が立ち行かなくなるのではない

かと心配しているところも多々あります。

一方で、県外を目的地とした県内の学校の修学旅行が延期になっており、目的地を変更するか、中止するか、悩んでいるとの声もお聞きします。

子どもたちは同じ県内に住んでいながら他の地域のことをよく知らない。現在は、県外への修学旅行にとってはピンチのときだが、考え方を変えれば、県内の他の地域を知るチャンスと捉えることができます。また、修学旅行に限らなくても、県内を訪れるよい機会であると考えられます。

私は、今年度、教育警察常任委員会に所属しているため、学校での県内への修学旅行については既に委員会で発言させていただいておりますけれども、“命”と“経済”の両立を目指すみえモデルには、南部地域において体験を取り入れた県内学校の教育旅行の実施を支援すると入れていただいております。

東紀州地域は、豊かな自然などに恵まれ、魅力にあふれており、風や自然の香りを感じながら子どもたちの感性を育むにはうってつけの地域であると思います。（パネルを示す）

これ、皆さんも御存じのように東紀州のところですけども、この風の香りや季節の匂いというのがあるんですね。こういうを感じながら、漁業体験とか、お箸を作ったりとか、いろいろなものを体験できるいい機会になるのではないかと考えております。

そして、県内の学校に修学旅行など教育旅行を東紀州地域で実施してもらうことは、教育旅行の実施というのは東紀州の活性化にも資するよい取組だと思えます。南部地域活性化局ではどのように取り組んでいくのかをお聞かせいただきたいと思います。お願いします。

〔横田浩一地域連携部南部地域活性化局長登壇〕

○**地域連携部南部地域活性化局長（横田浩一）** 地域経済の再生に向けまして、東紀州地域の観光業にどのような支援をしていくかといった点についてお答えさせていただきたいと思います。

本県では、新型コロナウイルス感染症の拡大を阻止するため、ゴールデン



ウイークを含む4月から5月にかけて、県外からの来県を控えていただくことをお願いしてまいりました。

観光事業者の皆様におかれましては、多くの観光客の来訪が期待される繁忙期にもかかわらず、休業あるいは宿泊予約の延期に御協力いただきました。そのおかげをもちまして、本県での新型コロナウイルス感染症の拡大を阻止することができましたが、一方で、売上げが激減するなど大きな影響を受けております。

本県が緊急事態宣言対象地域から解除され、観光・宿泊施設の営業が再開されてからも、東紀州地域では、例年夏から秋にかけての集客が期待される祭りや花火大会など、多くのイベントが中止されたり、開催方法が変更されるなど、地域の観光業にとって依然厳しい状況が続いております。

また、海外では依然として感染者が増加しており、インバウンドを迎えることは当面難しく、国内におきましても、新型コロナウイルス感染症の懸念が払拭できていないことから遠方への旅行を控えることが予想されております。

このような状況の下、東紀州地域の観光業を支えていくためには、まず、国内の近隣地域からの観光客をより多く取り込むとともに、今後の新型コロナウイルス感染症の収束を見据えたインバウンド受入れへの着実な準備を進めていくことが重要であると考えております。

新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、移動の自粛が長く求められてきたことから、三つの密を避け、広々とした自然の中で体を大きく伸ばして活動したいというニーズが高まっておりまして、健康増進にもつながる自然とふれあうことができる機会が求められてきているところでございます。

東紀州地域は、先ほど議員からも御紹介がありましたように、悠久の歴史や文化が受け継がれた熊野古道伊勢路や丸山千枚田、そして、ウミガメと親しむことができる場面もございます。

また、雄大で雄々しい鬼ヶ城や獅子岩、そして太平洋の白波がそびえ立つ柱状節理にぶつかる楯ヶ崎、七里御浜、そして、情緒深い竹林といった豊富

な自然環境がございます。

そうした環境の下で、自然体験学習やトレッキング、キャンプなど、また、アウトドアのスポーツなどが楽しめるとともに、熊野灘の新鮮な魚介類や地鶏、かんきつ類などのすばらしい食に恵まれ、新しい生活様式の下、安全で伸び伸びとした癒やしを与えてくれる地域でございます。

また今年5月には、熊野市観光案内所がリニューアルオープン、今月7日には英語に対応できるスタッフが常駐して観光案内を行う七里御浜ツーリストインフォメーションセンターが開業し、さらに秋には、隣接市にフェアフィールド・バイ・マリオット三重御浜ホテルが開業を予定しているなど、よりバージョンアップした国内外からのお客様の受入体制整備が進められています。

さらに、県と東紀州5市町で構成する東紀州地域振興公社では、新型コロナウイルス感染症収束後に、国内外からより多くの観光客を円滑に受け入れられるよう、インバウンドも見据えた観光部門の一層の強化を図り、東紀州地域の魅力の継続的な発信と環境整備に取り組んでいるところでございます。

今後もこのような東紀州地域の強みや特徴を生かしまして、まず、ホームページやSNSなどを活用しまして、豊かな自然や歴史風土など、魅力の情報発信に再度、改めて力を入れるとともに、自然体験を通じて、地域の活力を取り戻す取組、催しへの支援の実施、また、例えば、世界遺産である熊野古道をはじめとして、県内の学校のより多くの児童・生徒が、まだ体験したことのない体験や、再発見できる教育旅行の支援などの実施を進めてまいります。

また、市町や公社、関係部局による、経済再生の取組などと連携するとともに、国のG o T oキャンペーンとも連動しながら、多様で豊かな自然や歴史風土を有する東紀州地域の強みを生かした誘客を促進し、観光業の再生に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

〔32番 谷川孝栄議員登壇〕

○32番（谷川孝栄） 横田局長、局長になられてからの初答弁ありがとうございます

いました。これからも引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

先日、知事からも星野リゾートの考え方も御案内がありましたけれども、先ほど局長がお答えいただいたように、近いところ、マイクロツーリズムの考え方で移動時間1時間以内からということで、観光に来ていただいて、徐々に広げていく、新たな旅行の提案をぜひ県からも発信していただきたいと思ひます。

そして、新型コロナウイルス感染症の防止に努めながらも、観光の情報発信というのがすごく大事だと思いますので、来る方も不安があるかもしれないし、受け入れる側も不安があるかもしれないし、お互いの不安を払拭できるような情報発信をしていただきながらお願ひしたいと思ひます。

また、先ほども議論がありましたワーケーションですけれども、ワーク・アンド・バケーションということで、先ほど奥野議員からバケーションのつづりを教えてもらったんですが、ワーケーションを推進していただいて、地方の空気のよい豊かな自然の中でのワークとバケーションを楽しんでもらう、移住の促進もそのような方向で進めていただければと思ひますので、大西地域連携部長、そして南部活性化局長の東紀州観光と移住促進を連動させるべきだとも思っていますし、また観光局とも連携して、国のG o T oキャンペーン、うまく使っていただいて観光業の再生に向けてよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

インターネット上の誹謗中傷・人権侵害についてお尋ねいたします。

この内容に入る前に、私は一番の人権侵害は、北朝鮮による拉致問題だと考えております。

〔発言する者あり〕

○32番（谷川孝栄） ありがとうございます。

先ほど、小林議員からも発言していただきました。私も横田早紀江さんの会見を見て、もう涙なしには見られなかったんですけれども、横田滋さんがどんな思いでおられたか、また、お亡くなりになったということで、本当に

いろんなことを私たちも今まで思っていたよりさらに感じる時となくなっています。

めぐみさんと再会できなかつたことに、私もいつもこのブルーリボンをつけているんですけれども、このブルーリボンをつけている立場として、申し訳ない気持ちでいっぱいです。

また、めぐみさんは私より2歳年上で、私が小学校5年生のときに中学校1年生ということになるんですけれども、その中学校1年生のときに拉致されたということになります。

我が子を失い、43年間会えないこの状況、親としてこんなにつらいことがあるのでしょうか。皆さんも、自分のお子さんが急にいなくなったらどうでしょう。

めぐみさんの気持ちを想像すると、中1という女子で、心も体も大人への変化を迎えながらも、まだまだあどけないときに、急に知らない人たちに拉致されて知らない場所に連れていかれる、どれだけ怖かったことか。また、これまでの長い時間にどんなつらいことがどれだけあったことか。自分に置き換えて考えてみようとしてみても想像がつきません。

ただ、親の思いとして、もし私が中1で急にいなくなったら、うちの父もきっと滋さんのようにして必死で探してくれたのではないかなと思います。

横田家の皆さんの思いを、国民みんなが自分のこととして考えなければなりません。めぐみさんが、お父さんがお亡くなりになったことを知る由があるのか。もし、知ったらどれほど悲しむことか。最愛の娘に会えなかつた滋さんの無念を心に刻み、これからも拉致問題解決に向けて、三重県からも共に声を上げていくことをお誓い申し上げ、滋さんの御冥福と、一日も早く拉致問題が解決し拉致被害者の皆さんが日本へ無事に帰国されることをお祈りしたいと思います。

もし、知事、これで思いが何かありましたら、少し感想を言っていただければと思いますが、よろしく願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 私からも横田滋さんの御冥福を心からお祈り申し上げたいと思います。めぐみさんに会えなくて、無念であったと思います。

先ほど、小林議員の冒頭のお言葉にもありましたが、横田滋さんの元からめぐみさんがいなくなったのが、滋さんが45歳のとき。私、今45歳、娘もいます。今朝も元気な娘が幼稚園に行く前に、私が出ていったわけですが、その単純な毎日を滋さんは突然奪われて、めぐみさんも同じですが、それができなかったことは本当につらいことだと思います。

今、谷川議員のおっしゃっていただいたとおり、この絶対に許すことができない人権侵害を、国を挙げて、これからしっかり取り組んでいってほしいと思いますし、三重県も拉致の可能性を否定できない三重県の関係者の方が11名おみえということでありますので、三重県からもしっかりその取組を応援していく、当事者意識を持ってやっていくということが大事だろうと思っております。

〔32番 谷川孝栄議員登壇〕

○32番（谷川孝栄） 知事、ありがとうございます。

同じ親の思い、そして子どもの大切さ、こういうことを思いながら、みんなで一丸となって取り戻していく、こういうことが大切なんだろうと思いません。共に頑張ってまいりましょう。

さて質問に戻ります。

皆さんも御存じのように、先日、「テラスハウス」に出演中だった木村花さんがネット上で誹謗中傷を受けた後、お亡くなりになったというショッキングなことがありました。

自民党女性局長の三原じゅん子参議院議員を座長に、自党内でもインターネット上での誹謗中傷対策を検討するプロジェクトチームを立ち上げ、匿名での中傷を規制する法改正やプロバイダー責任制限法の要件緩和などについて検討しているところです。

高市総務大臣からは、どのような手段であれ、匿名で他人を誹謗中傷する行為は、人としてひきょうで許し難いとのコメントがありました。

プロバイダー責任制限法は、ネット上の権利侵害情報の削除や、匿名の発信者の情報開示手続などによって規定していますが、これを踏まえて、ネット上の誹謗中傷を抑止し被害救済を適切に図るためには、発信者の情報開示の手続について適切に運用されることが必要として見解を述べられました。

有識者会議では、匿名で権利侵害情報を投稿した場合に、発信者の特定を容易にする方策などについて検討を始めているとお聞きします。

検討結果により、年内にもというスピーディーな制度改正が行われるものと思いますが、県の立場でこのネット上の誹謗中傷や人権侵害についてどのような対応を考えているのかお聞かせください。お願いします。

〔岡村順子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（岡村順子） インターネット上の人権侵害に対する県の取組につきましてお答えいたします。

ただいま議員からもおっしゃっていただきましたが、インターネット上の差別や誹謗中傷は人権侵害であり、時として命に関わる問題ともなり、決して許されるものではございません。

県では、インターネット上の差別的な書き込みのモニタリングを実施し、当県に関連するようなインターネットでの差別や誹謗中傷などの書き込みを監視しています。

これにより発見された書き込みの件数は、昨年度に1384件あり、このうちインターネットの掲示板等のルールで禁止されている人権侵害等に当たる場合は、管理者に対して削除要請を行っているところでございます。しかしながら、表現の自由との兼ね合いで削除されないケースも多く、対応に苦慮しているところです。

そのため、県では、国に対して、インターネット上の差別的な書き込み等を速やかに削除することを可能とする法的措置等を含めた実効性のある対策を講じるよう、要望を行ってまいりました。

また、現行の制度では、インターネットで誹謗中傷を受けた個人が書き込みの削除要請等を行う場合、訴訟に持ち込まないと発信者が特定できない

ケースが多い上、訴訟にも時間がかかり、実効性が乏しいなどの課題があることから、先ほど議員も触れられましたが、現在、国においては、プロバイダー責任制限法で規定する、発信者情報の開示手続の円滑化などの検討が進められております。

県としましては、インターネット上の差別や誹謗中傷が命にも関わる問題であるという認識の下、このことを強く訴える人権教育・啓発が大変重要であると考えているところでございます。

こうしたことから、インターネット上の人権侵害に関する講演会の開催や、パンフレットの配布等による啓発を行うとともに、学校現場においてインターネットのルール、モラルなどの人権教育の推進に取り組んでまいります。

特に、差別を自分事として捉えられるような感性に訴える啓発や、インターネット上の人権侵害の特徴を踏まえた、いわゆるインターネットリテラシーの普及を含めた啓発などを工夫して行ってまいりたいと考えております。

また、インターネット上の差別的な書き込み等に対するモニタリングにつきましても、インターネット人権ソーシャルウォッチャー養成講座を開催し、地域におけるネットモニタリングの人材育成を行うとともに、市町、関係者と連携を図るなど、引き続き体制を強化し、取り組んでまいりたいと考えております。

〔32番 谷川孝栄議員登壇〕

○32番（谷川孝栄） ありがとうございます。

インターネット上で、人のことを誹謗中傷し、個人の人権侵害をするということは、決して許されないとだと思います。そして、それを苦に命を失うということはあってはならないことだと思っています。

人の命の重さは誰も同じで、命は一つしかありません。母親が命がけて産んだ命、他人が原因で奪うようなことがあってはなりません。

法改正により、書き込んだ人が特定できやすくなるということは間違いのないと思います。いらいらのはけ口をネットにぶつけて匿名で個人を誹謗中傷しないように、ネットを使う人たちはネットでの書き込みには十分気をつけ

てまいりましょう。

これからも県のできることを、その周知、啓発ということをして続けていっていただきたいと思います。

また、新型コロナウイルス感染症の関係でも、ネット上の誹謗中傷があつてはなりません。

知事、三重県感染症対策条例（仮称）を今後、制定してもらうんですけれども、その中にも感染症が原因の誹謗中傷や石を投げたり、心ない落書きをしたりというようなことも含めて、禁止するような内容も盛り込んでいただけたらなと個人的に思います。

そして、今、まだ第2波が来ていませんけれども、第2波が来るということは考えられる、十分考えられることであります。そのときに、もし新たな感染者が三重県内で出たとしても、明日は我が身と考えて、その方に何かつらい思いをさせるのではなく、かかった人が一番つらいんですから、感染した方に寄り添い、温かい対応で患者の回復を祈る三重県であってほしいと思いますので、その辺も含めてよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に移らせていただきます。

南海トラフ巨大地震等における防災対策についてお伺いします。

等というのには、風水害もという意味で、南海トラフ大地震等なのですが、一昨日から梅雨に入り、昨日も尾鷲市や熊野市では100ミリを超える雨量を記録しました。いよいよ台風の発生しやすい季節が近づいてまいりました。今日にもフィリピンの東で台風2号が発生するような状況であります。

新型コロナウイルス感染症に気をつけながらの避難所運営などについては、ずっと議論のあるところでありましてけれども、台風なら予測できるんですが、9年前の東日本大震災や紀伊半島大水害、それから今回の新型コロナウイルス感染症も予告なく来るわけで、いつ何どき何が起こるか分からない状況で、どれだけ備えても備え切れないのが現状です。

県警も、今回は、緊急走行可能とするためのオフロードバイクを配備する予算を組んでくれておりましたね。絶対必要です。水害のときは、熊野警察



署はボートも使いました。周りが全然歩ける状況ではなかったのです。あと、とても役に立ったのはアマチュア無線です。孤立している地区の方々と無線でつながったときの感動は、今も忘れておりません。

話を戻しますと、最近新型コロナウイルス感染症で困惑している中でも、全国各地で地震が多発しております。南海トラフ地震の発生も近づいているのではないかとすごく心配しております。先日は熊野市が震源地となった地震もありました。

三重県は半分が海に面しているため、南海トラフ地震が発生した場合、地震や津波により三重県の海岸部は広範囲で被害を受けることと想定されています。

避難所運営マニュアル策定指針も、早速、感染症対策を新設して改訂していただきました。

東紀州地域を含む紀伊半島南部も甚大な被害が発生することが想定されますが、地理的な状況から、県内のほかの地域と比べ支援の手が届くのは遅くなる可能性があるかと危惧しています。

南海トラフ地震が発生した際は、災害対応に当たっては他の地域からの支援を受ける必要があります。

毎年、私は紀伊半島知事会議を傍聴に行っておりますが、昨年の紀伊半島知事会議で、奈良県から、南海トラフ地震などの大規模災害発生時に、三重県や和歌山県も支援できるような広域防災拠点の構想が示されるなど、3県を地理的な距離も近いことに加え、危機感も共有できると考えています。

そこで、この資料を御覧ください。（パネルを示す）

この資料は、奈良県議会の森山副議長から、奈良県の許可をいただいてもらってきた資料です。

知事会議のときに使われた資料なんですけど、奈良県五條市に2000メートルの滑走路がついた大規模広域防災拠点の整備についてということでお知らせをいただきました。

この資料からお分かりいただけるように、もし、三重県側の沿岸部が被災

した場合、五條市の防災拠点からだと空路で東紀州の防災拠点まで21分、伊勢志摩拠点には34分、伊賀拠点にも22分とあります。先般、奈良県から伊勢市に視察に来られたということも伺っております。発災後の後方支援には不可欠だと思います。

まだ、この大規模広域防災拠点が完成はしていませんが、このような連携はとても大切だと思います。

南海トラフ地震等が発生した場合に備えた、奈良県、和歌山県との連携に向けた取組について、知事会議での内容でもありますので知事にお聞かせいただきたいと思います。お願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 南海トラフ地震等が発生した場合の3県連携ということで答弁させていただきます。

近年、台風や記録的な豪雨によって大規模風水害の発生が続いています。さらに、南海トラフ地震の30年以内の発生確率は70%から80%であることから、その切迫度は目を追うごとに高まっています。

南海トラフ地震が発生すれば、特に、東紀州地域では、県内他地域と比べて地震発生から津波到達までの時間が極めて短く、津波浸水や家屋の倒壊など甚大な被害が予測されています。

大規模災害が発生した場合、迅速な支援を行うためには、近隣県との連携が不可欠となります。このことから、奈良、和歌山、三重の3県では、紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定に基づき、防災ヘリコプターによる救出、救助をはじめ、食料、飲料水の提供、情報収集、災害応急活動に必要な職員の派遣等について相互に協力し、応援活動を行うこととしています。

また、南海トラフ地震等の大規模災害の発災時における3県間での迅速、確実な連絡体制の確保を目的に、奈良県総務部知事公室、和歌山県東牟婁振興局、三重県紀南地域活性化局において、衛星回線を使った合同訓練を平成29年度から毎年実施しています。

さらに、3県の防災航空隊においても、航空救助技術の向上と連携強化を

図ることを目的とした訓練を実施しています。

令和元年度に三重県で開催した緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練においては、三重県に向かう奈良県大隊が、通常の進出ルート上の道路施設が被害を受けた場合の迂回ルートを選択する訓練を実施しました。

また、和歌山県大隊では、機動的な移動が可能となるよう、隊の編成を分割し、三重県への速やかな部隊進出を行う訓練を実施するなど、近隣県からの受援活動について、様々なケースを想定して実効性を高める取組を進めています。

紀伊半島知事会議においても、防災に関する協議や意見交換を積極的に行っており、これまで、熊野市と尾鷲市にある東紀州広域防災拠点の共同活用に関する覚書を締結するなど、3県の連携強化を進めてまいりました。

また、紀伊半島大水害の教訓を踏まえ、3県が連携し、熊野川の堆積土砂の撤去などの治水対策を実施するとともに、災害時の代替路線となる近畿自動車道紀勢線等の整備促進について、国に要望を行い、早期着工に結びつけるといった成果にもつなげてまいりました。

現在、奈良県では、先ほど谷川議員から御紹介いただきましたが、大規模広域防災拠点を整備する計画があり、基本構想の検討に入っています。

紀伊半島知事会議の場でも、荒井奈良県知事から御説明いただいているところであり、今後、計画の進展に合わせて本県の防災拠点と連携した活用についても検討していきたいと考えています。

これは、東日本大震災のときに、山形空港が活躍したということも踏まえて、荒井知事から、海を擁する三重県、和歌山県を助けたいということで御提案いただいた大変ありがたいプロジェクトでありますので、また、奈良県と接して近い、伊賀地域も視野に入れていただいているので、三重県にとっては、大きくメリットのあるプロジェクトであると考えています。

今後とも3県の防災に関する具体的な協議や連携を推進する上で、重要な役割を果たしている紀伊半島知事会議や訓練等を通じて、大規模災害時に的確に対応できるよう、3県での緊密な連携を図ってまいります。

また、来年は、紀伊半島大水害から10年の節目を迎えますことから、南海トラフ地震以外にも風水害への対応についても、今後、これまでの連携の成果や課題を検証し、改善につなげていきたいと思ひます。

〔32番 谷川孝栄議員登壇〕

○32番（谷川孝栄） ありがとうございます。

やはり、今の知事たちでしてほしいんですね。それを確固たるものに決めておいてほしいんですね。今の和歌山県知事、奈良県知事、そして三重県知事のこの3人が、やはりすごく、しっくりはまっていると私は思っているのひ、奈良県のこういう提案も本当にありがたいことひですし、私もお聞きしてすごく心強い話だと思ひて、早急に進めていただきたいなと思ひたところひですひ、引き続きの連携をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次の問題ひすけれども、一番災害のときに身近で活動していただく消防団の体制強化についてお尋ねしたいと思ひます。

消防団の方々には、本当に昼夜を問わず献身的に活動いただひていることに感謝を申し上げます。

今、消防団の方々ひ数がどうしても少ないということひ、人数を確保したいという思ひひ、今日はこの質問をさせていただくひですけれども、県ひ、消防団員の確保ひ消防団の活性化などに向けてどのようにしているのかをお聞かせいただきたいと思ひます。

〔日沖正人防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（日沖正人） 消防団の体制強化について答弁申し上げます。

消防団は、地域における消防防災体制の中核的存在として、地域住民の安全・安心を守るため、大きな役割を果たしてはいますが、人口減少ひ少子・高齢化などの社会構造ひ変化により、全国的にも団員数の減少ひ平均年齢の上昇は課題となっており、本県におひても同様の状況にありひます。

このような中、県では、これまでも毎年2月を消防団員入団促進キャンペーン月間と位置づけまひして、市町ひ三重県消防協会と連携して、消防団PR番組ひの制作ひ、ポスター、新聞広告ひのほか、啓発物品ひの配布などによる消防

団活動への理解を促進するための普及啓発を行ってまいりました。また、みえ消防団応援の店制度による団員への支援なども行ってきております。

加えまして、本年3月に、三重県防災対策推進条例を改正した際には、地域の防災力強化のため、消防団の充実・強化への支援を県の責務として新たに位置づけて取組を強化していくこととしたところであります。

具体的な取組として、他県で消防団員が増加しているところでは、機能別消防団員制度の活用や、女性消防団員の確保に向けた取組が進められているということから、そうした取組も参考に、今年度から新規事業として消防団充実強化促進事業を創設いたしました。

この事業では広報活動や、大規模災害時に限った活動などの特定活動を行う機能別消防団員制度の導入、及びその充実・強化を図るための資機材等の購入、また、女性消防団員が活動しやすい環境整備に伴う経費などについて市町への支援を行うこととしております。

また、消防団長や幹部団員等を対象にした研修会を開催し、機能別消防団員制度や女性消防団員の加入促進の必要性を改めて認識していただきまして、各消防団における取組のさらなる推進を図りたいと考えております。

消防団の充実・強化につきましては、継続した地道な取組が必要でありますことから、本事業を市町に有効活用していただくように県としてもしっかりと働きかけを行うとともに、引き続き、市町や三重県消防協会と連携して、地域特性や消防団の実情に応じた取組を支援することで、地域防災の要となる消防団の充実強化に取り組んでまいりたいと考えております。

〔32番 谷川孝栄議員登壇〕

○32番（谷川孝栄） ありがとうございます。

充実・強化、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、以前は、聞くところによると、地域の消防団にJAの職員とか各企業の方々結構入ってくれてたそうなんですけれども、今はそんなに入ってくれてないのかな。それで、県職員でも、議員の中にも、消防団に入っていらっしゃる方はたくさんいらっしゃいますよね。

ぜひ、企業や団体などにも県からお声かけもいただいて、より多くの方に御参加いただいて、地域のために頑張ってくれる消防団員の皆さんへのサポート体制をより強化していただけますよう、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最後の問題に行かせていただきます。

防災対策としての道路整備についてお伺ひします。

紀伊半島一周高速道路の引き続きの事業促進について進捗状況をお知らせいただきたいと思ひます。お願ひします。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水野宏治）** 近畿自動車道紀勢線の整備状況、新型コロナウイルス感染症による影響も含めてお答えさせていただきます。

事業区間ごとの進捗状況でございます。

平成24年度に事業化されました熊野尾鷲道路Ⅱ期につきましては、開通見通しが令和3年夏頃と公表され、来年9月に開催予定の三重とこわか国体・三重とこわか大会までに開通する見込みとなったところでございます。現在、貫通している四つのトンネルや、橋梁などの工事が全面展開されているところでございます。令和3年夏までの一日も早い開通に向け、関係者の方々とともに国等に対し、着実な整備を要望してまいります。

続きまして、平成26年度に事業化されました熊野道路でございます。9割以上、実際には96%でございますけれども用地取得が進み、昨年11月には、熊野市におきまして初めて工事の着手がなされたところでございます。現在、インターチェンジ部の橋梁の下部工事が進められているところでございます。

平成25年度に事業化されました新宮紀宝道路につきましても、9割以上の用地取得が完了しているところでございます。現在、熊野川河口大橋（仮称）や、紀宝インターチェンジ（仮称）のランプ橋等の工事が進められているところでございます。

そして、紀宝熊野道路につきましては、県内で唯一の未事業化区間として残っておりましたが、昨年度に新規事業化され、これにより、紀伊半島を一

周する高速道路の全線事業化が実現したところでございます。

今年度より用地取得することとしており、近畿道紀勢線推進プロジェクトチームという用地取得を行うチームがありますけれども、このチームによりまして、取組をしっかりと進めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、新型コロナウイルス感染症による工事への影響でございます。

近畿自動車道紀勢線における新型コロナウイルス感染症による工事の影響につきましては、現在、三重県区間で進められている約40件の工事におきまして、一時中止や工程等の遅れなく予定どおりの進捗が図られていると聞いています。

県といたしましては、引き続き沿線市町や地域の方々と連携しながら、あらゆる機会を捉えて、命の道、近畿自動車道紀勢線の重要性を訴え、必要な予算の確保など早期の全線開通に向け、取り組んでまいります。

〔32番 谷川孝栄議員登壇〕

○32番（谷川孝栄） ありがとうございます。

最後の資料、先に出せばよかったんですけど、（パネルを示す）これ、紀伊半島を一周する高速道路の地図です。最後の一つまで、全て、昨年3月事業化ということで決めていただきました。

私、名刺を探してみたら、部長の名刺、幾つか持っておりました。国土交通省にいつも、そろそろと要望活動をさせていただいております。その思いもかなったのか、知事はじめ、首長の皆さん、しっかり頑張っていたいたおかげで、事業化へ結びつけていただきました。国土交通省の皆さんにも大変感謝を申し上げるところであります。

やはり命の道ということで、私たちの地域は、この道路が、供用を開始してもらうことが何より悲願でございます。紀伊半島大水害から9年ということで、この四つの事業が順調に進んでおりますことに感謝申し上げます。

この道をつなげていただいたら、もし南海トラフ地震が来たときにも、支援や救援ということで活用していただけるのではないかなと大きく期待するところです。

まだ、今は要望活動に行けませんけれども、東京に行くことがかなうようになりましたら、また引き続き国土交通省に向けて、また財務省に向けて私達も足を運びたいと思いますので、地元もしっかり頑張っていきますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

この地図のまま、ちょっと御覧ください。

次の質問というか提案に入るわけですが、この海岸沿いの高速道路の事業化が決定いただきました。

そして、最後に提案するのは、この海岸沿いのところを横に、尾鷲市のところから和歌山県御坊市まで行くところに国道425号があります。これを利用して、紀伊半島横断道路を提案させていただきたいと思います。このことについて、御感想があればお願ひします。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（水野宏治） 紀伊半島横断道路の御提案についてお答えさせていただきます。

紀伊半島の道路ネットワークにつきましては、アンカールートと申しまして、京奈和自動車道がございまして、近畿自動車道紀勢線がございまして、国道168号、169号といった形で、各県協力の下、また国の協力の下で強化に努めているところでございます。

御提案の横断道路につきましては、防災機能の向上だとか、あるいは地域資源を生かした観光振興、そういった意味において長期的な展望であると認識しているところでございます。

引き続き、地域の方々におかれて、御提案の構想についてさらなる議論をしていただいて、熟度を高めていただくことが重要であると考えているところでございます。

また、私も道路計画に長く携わってきた者として、本日御提案いただいてるネットワークにつきましても、引き続き意見交換させていただければと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

〔32番 谷川孝栄議員登壇〕



○32番（谷川孝栄） ありがとうございます。

50年先、100年先の話かもしれませんが、新たなことを考え提案していくのも政治の大事な仕事だと思っております。ぜひ、東紀州のこのでっかいおばちゃんが、こんなの、言うておったなと、インプットしていただければと思いますのでよろしく願いいたします。

最後に、いよいよ新たな時代に入りました。新型コロナウイルス感染症からの新しい生活様式は2パターン必要だと考えています。ニューノーマルとステイホーム、これから温暖化が進み、多様な感染症が次々に出てくるとも懸念されます。

ちなみに、アベノマスクは今じゃなくてこれから先に必要になるときも来ると思っていますので、大事に置いておかれたほうがいいかなと思いますよ。

台風などの自然災害や地震による被害が出たときなどは、ステイホーム様式にして、学校や社会が止まることなく、在宅でオンライン学習やテレワークができるシステムの早期構築をしなければいけません。ネット環境の整備も早く、携帯電話不通話地区も解消してほしいですし、アナログの方でも簡単にできるデジタル社会になってほしいと思います。そして流通を止めてはいけません。

全ての“命”と“経済”の両立を目指すみえモデルを実行し、三重県は大成功と言える日を楽しみに、共に頑張ってみましょう。これで終了します。ありがとうございます。（拍手）

○副議長（服部富男） 本日の質問に対し、関連質問の通告が1件あります。

下野幸助議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。33番 東 豊議員。

〔33番 東 豊議員登壇・拍手〕

○33番（東 豊） こんにちは、お疲れさまです。関連質問をさせていただきたいと思います。

下野幸助議員の関係人口づくりと移住の促進に向けた事業についてというテーマでした。

二つに分けて質問したいと思うんですが、新型コロナウイルス感染症によって、いろんな今までの概念が変わってきて加速度的に社会が変わろうとしているという中で、これまで、非常に大きな課題である地方への移住ということについて新型コロナウイルス感染症の影響に関して、県当局としてどのように受け止めて、どのように取り組んでいこうとしているのか、はっきりと、明確なお答えをいただければありがたいなと思います。よろしく願いします。

〔大西宏弥地域連携部長登壇〕

○地域連携部長（大西宏弥） それでは、新型コロナウイルス感染症の影響による地方移住への関心をどう受け止め、取組を進めていくのかということにお答えさせていただきたいと思います。

今般の新型コロナウイルス感染症は、大都市部への過度な一極集中に伴うリスクと脆弱性を顕在化させました。また、移動の自粛を余儀なくされる中で、テレワーク、リモートワークの急速な普及により、場所を選ばない働き方が進んでまいりました。

特定の場所や組織に縛られていた多くの人々が、自分と仕事、自分と家庭、自分と社会について改めて考えるきっかけになったのではないかと思います。

今後、多様な価値観の中で、人生100年時代を見据えてライフシフトを模索する人が増え、その実践の場所として、地方がクローズアップされていくのではないのでしょうか。こうした流れをしっかりと捉え、これからの移住の促進につなげていくことが必要だと考えています。

こうした中、今年度新たに首都圏の移住希望者と県内の地域の皆さんが継続的に関わり、交流するための仕組みである三重暮らし魅力発信サポーターズスクエア事業に取り組んでいます。

その取組の一つとして、移住希望者と先輩移住者や地域の皆さんが気軽に意見交換や相談ができるウェブ上の交流サイトを現在構築しているところでございます。

このウェブを活用した取組は、図らずも今般求められている新しい生活様

式への対応を先取りしたものとなっており、これをきっかけに、地域との交流を深め、地域に強い思いを寄せてくれるファンをつくっていくことで、さらなる移住につなげていきたいと考えています。こうした考えは、関係人口づくりに通じるものだと思っています。

これらに加え、今般、議会にお示しいたしましたみえモデルにおける新たな取組として、対面による移住相談の際に、ニーズに応じて市町の職員や地域の皆さんなどがウェブを通じて参加するハイブリッド移住相談も行っております。

また、今年度新たに設置する三重暮らし応援コンシェルジュをはじめ、先輩移住者や地域で活躍している方々に、SNSで三重の魅力をリレー形式で発信していただく取組も進めてまいります。

このリレー形式で発信した内容は、関係部局が連携して推進しますワーケーションのイベントなどにおいても活用し、新たな移住希望者の掘り起こしにつなげてまいります。

このように、移住の促進に当たっては、進化するITツールをちゅうちよなく活用していくことが必要である一方で、移住を実現するには、現地を訪れていただき、空気を肌で感じ、見て、聞いて、知って、そこに暮らす人々とより深く関わってもらうことが重要です。

今後、三重暮らし魅力発信サポーターズスクエア事業を展開するに当たっては、ITツールの積極的な活用と適切な感染防止対策を行った上での現地交流、こうした取組を重ねていくことで、移住を希望する人と三重で暮らす人々とのつながりをより一層深め、コロナ後のニューライフの場所として三重県を選んでいただけるよう、移住者を受け入れていただく地域や市町の皆さんとともに取り組んでまいります。

[33番 東 豊議員登壇]

○33番（東 豊） ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症が発生したから、加速度的に進んだけれども、以前から取組をしてきたという強い答弁をいただきました。

その中で、テレワークの中でワーケーションという言葉があつて、下野議員もおっしゃっていました。

昨日、環境大臣と知事がやり取りされたので、そのことについて知事に質問したいのですが、これも、実は以前からも知事の思いの中ではワーケーションということはどんどん取り組んでいきたいという思いがあつたと思うんですが、ここに来て、短兵急を要すという言葉がありますけれども、今まで準備していたかどうかということが、今こういうところで試されるんだと思うんですね。

そんな中で、例えば移住とか自然環境とか人とか多様性とか、いろんなものを包摂しているという三重県のよいところを、慌てず、しかし急いで取り組んでいかないといけないという方針が、このみえモデルの中に書かれていて、実は今朝、このワーケーションについて担当部局から昨日付の資料をいただきました。（実物を示す）こんな形で、見せていただいたんですが、非常によいことですので積極的に取り組んでいただきたい。

しかし、やっぱり地域の人たちとの乖離があつてはいけない、一緒に進んでいくということが大事だと思うんですね。そんなことを踏まえて、知事からの今後の取組の思い、ワーケーションについてお答えいただければと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） ワケーションの取組について答弁したいと思います。

東議員がおっしゃっていただいたとおり、これまでの三重県の積み重ねてきた取組に、デジタルトランスフォーメーションと、働き方というのを掛け算して、コロナ後に出来上がってきたのがワーケーションなんだと私は思っています。ですので、これまでの取組があくまでもベースであると。

特に、平成28年度からスタートしたまるごと自然体験構想、そこからモンベルとの都道府県初の協定があつて、紀北町でお世話になっているSEA TO SUMMITがあつて、伊勢志摩国立公園の満喫プロジェクトがあつて、今やそのまるごと体験のネットワークは191団体の地域の皆さんに入っ

いただいている。そして、東議員にも以前、御質問いただいたこともありますが、平成26年度か27年度ぐらいだったと思いますけれども、野外体験保育、そういうのからスタートしていった。そして平成29年度だったと思いますが、移住促進館を組織的に設けて、移住の取組のギアを上げてきた。昨年度、和歌山県や長野県からのお声がけもあってワーケーション推進協議会に入っていた。

こういうこれまでの取組に、まさに今、ここがチャンスなのでデジタルトランスフォーメーションと働き方を掛け合わせて、今回ワーケーションとして、さらに打って出ようということでもあります。

ですので、東議員がおっしゃっていただいたように、先ほどのまるごと自然体験構想のネットワークの皆さんなど地域で活動していただいている皆さんと、心を合わせながらしっかり共有して取り組んでいきたいと考えています。

〔33番 東 豊議員登壇〕

○33番（東 豊） ありがとうございます。

まるごと自然体験というお言葉をいただきまして、非常にうれしいわけです。

もう一つ、このワーケーションによる関係人口増進プログラムというのがこのペーパーにありまして、一番左側にファミリーワーケーションというのがあるんです。つまり、若い世代は子育てをしたい、子育てをしたいという地域の中に、やっぱりそのポテンシャルを高めていって受け入れていく、こういう仕組みがやっぱり必要、もちろん教育ということも大事だと思います。トータルで受け入れていく。そうすることが求められる。都会ではなく、地方で仕事をしながらそういう生活をしたいというのがありますので、ぜひ、他部局横断で取り組んでいただければと思います。

以上、もし、御答弁あればですが、もう一度お願いします。他部局との連携という意味で。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 東議員がおっしゃっていただいたとおり、他部局連携をして、今回、取りまとめが三重県営業本部担当課になっていますけれども、広く三重県の魅力を発信していくという観点から、そこを取りまとめにしながら、他部局横断でしっかり取り組んでいきたいと思えます。

〔33番 東 豊議員登壇〕

○33番（東 豊） 端的な御答弁いただきましてありがとうございます。御期待申し上げます。失礼します。（拍手）

○副議長（服部富男） 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○副議長（服部富男） お諮りいたします。明13日から15日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（服部富男） 御異議なしと認め、明13日から15日までは休会とすることに決定をいたしました。

6月16日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

## 散 会

○副議長（服部富男） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時31分散会